

社会正義

紀 要

12

目 次

世界平和の日メッセージ（1993年1月1日） 平和を望むなら、貧しい人々に手をさしのべよう教皇ヨハネ・パウロ二世.....	1
現代世界の挑戦にこたえるリーダーシップ（1） ——A. リンカーンのリーダーシップに関する一考察——山田 経三.....	17
国際シンポジウム「女性と社会」 法・国家.....金城 清子.....	39
福祉国家の神学的考察.....宮川 俊行.....	49
<hr/>	
〈研究ノート〉	
憲法愛国心という考え方について.....栗城 壽夫.....	67
<hr/>	
〈活動報告〉	
上智大学社会正義研究所活動報告（1992年—1993年）.....	71
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (1992-93)	81

世界平和の日メッセージ (1993年1月1日)

平和を望むなら

貧しい人々に手をさしのべよう

教皇ヨハネ・パウロ二世

平和を望むなら

1. 善意ある人で平和を待ち望まない人がいるでしょうか。今日、平和が最高の価値あるものとして追求され、守られなければならないことは広く認められていることです。対立する東西陣営間の憎悪に満ちた戦争の恐怖が消え去ろうとしている現在であるにもかかわらず、危機をはらんだ地域紛争が、相次いで世界のいたるところを巻きこんでいます。特に、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける敵意に満ちた戦争行為によって、日々、無防備な民間住民の新たな生命が奪われ、財産や国土に甚大な破壊を与えているという事態は、誰もが周知していることです。しかし、愚かな武力による暴力をやめさせることができるものはなにも一つありません。そればかりか実際に効力があらわれるような休戦を推進するための共同努力、あるいは国際組織による人道的活動も、さらには闘いの血で染められた国土からおこる平和を訴える合唱も皆無にみえます。悲しいことに、常軌を逸した戦争論理は、繰り返しなされる平和の呼びかけを凌駕しているのです。

私たちの世界もまた、平和に対するもうひとつの重大な脅威が増大しつつあることを示しています。個々の多く、いやすべての人々は、今日、極度の貧困状況のうちに住んでいます。貧富の差は、最も経済的に発展した諸国においてさえ、いっそう著しくなっています。これは人間の良心を無視することはできないというひとつの問題からくるものなのです。というのは、大多数の人々が住んでいるそのような状況は、彼らの尊厳に対する侮辱であり、またその結果として、世界共同体の真に調和的な進歩・発展に対する脅威となっているからです。

こうした事態の重大さは、ヨーロッパやアフリカ、アジアやアメリカなど世界の多くの国々で感じられています。さまざまな地域において、信徒

をはじめ善意の人々が直面しなければならない社会的・経済的チャレンジ(課題)は数多くあります。貧困が欠乏、そのいくつかには合法化されてきている社会的差別や不正、兄弟姉妹殺しの紛争や抑圧政権など、これらすべての問題は、世界いたるところのすべての人々の良心に訴えかけられているものなのです。

昨年10月、サントドミンゴで開催された全ラテンアメリカ司教会議は、ラテンアメリカの状況について注意深く考察しました。そこでは、すみやかにキリスト者に新しい福音化の役割を担うように呼びかけながら、正義と義のために献身している信徒をはじめとするすべての人が人間の最も深いニーズを決して無視することなく、人間のために奉仕するように懇願したのです。司教たちは、人の尊厳の擁護、資源の公正な配分の誓約、誰もが歓迎され、愛されているように実感する調和と一致を推進する社会など、一人ひとりの努力を結合させなければならない大いなる使命について語ったのでした。これらのことが、真の平和を築くために欠くことのできない前提であることは、すべての人に自明なことです。

「平和」を語ることは、実際、単に戦争がないということをかたるだけのことではありません。それはすべての人の尊厳と権利の真の尊重の条件、すなわち人が完全な充足を達成することができる条件の要求なのです。弱者からの搾取や貧困に苦悩する人々の存在や社会的不平等は、真の平和のための安定した諸条件を打ち建てるために、多くの遅滞や障害となっています。

貧困と平和——新しい年の初めにあたって、私はこれら二つの現実の間にある多くの異なったかかわりについてみなさんと一緒に省察できるように一人ひとりに懇願します。

特に、貧困——とりわけ欠乏状態になった場合の貧困にみられる平和への脅威に注意を喚起したいのです。幾百万の男女と子どもたちが毎日飢餓や危険な状態に苦しんでいます。このような状況は、人間の尊厳に対する重大な侮辱となり、また社会を不安定にする理由でもあります。

戦争の非人間的選択

2. 現在、貧困と欠乏の原因となるもうひとつの状況があります。それは、国家間による戦争や一国内でおこっている紛争によるものです。ことに世

平和を望むなら、貧しい人々に手をさしのべよう

界のさまざまな地域で民族的理由で流血の惨事を引き起こしたり、あるいはまだそのような悲劇に直面すると、私は1981年の「世界平和の日のメッセージ—平和を得るためには自由を尊べ」で述べたことを思い起こさなければならないように感じております。当時、私は真の平和を模索するための欠かせない前提は、他の個人および他の集団の自由と諸権利を尊重することであることを強調しました。自由な世界において自由な人々を励ますことによって、平和は獲得されるのです。当時、私がおこなったアピールは今日もまだ有効です。「諸国民と諸国家の自由に対する尊厳は、平和のために欠くことのできない要素です。国民と国家の主権が尊重されなかったために戦争は絶えずおこり、国民と全文化の上に破壊が襲いかかったのです。他国の自治を宣言しようとする国の試みのために、すべての大陸は戦争や紛争を体験し、苦しみました」。(8項)

私は続けて述べました。「すべての国民と国家と文化の自由を尊重する意志と、この問題に対する世界規模の合意がなければ、平和の条件をつくり出すことは難しいのです。これは、各国とその政府が他の国々に対する不法な要求や計画を放棄することを公的に誓約することを前提とするものです。換言すれば、このことは国家的あるいは文化的優越性のいかなる主義をも受け入れることを拒否することを前提としているのです。」(9項)

このような確約の結果として、同様に国家間における経済関係についても容易に理解することができます。他国に対する経済的支配を獲得しようとするあらゆる誘惑をはねのけることは、広範にゆきわたる利益優先の基準によって鼓舞された政策を放棄し、万人への、とりわけ最も貧しい人々への連帯を基準として導かれる政策にとってかわることを意味しているのです。

紛争の根源としての貧困

3. 絶対的貧困の状態に住んでいる人々の数は膨大です。私は、アフリカ、アジア、ラテンアメリカのある国々における悲劇的な状況について考えています。しばしば人口の全分野にまたがるおびただしい数の集団は、国内における市民生活の周縁部に位置しているのです。とりわけ、生きるために自分以外に頼るすべのない子どもたちの数が今日増大しています。そのような状況は、人間の尊厳を侮辱するだけでなく、平和に対する明白な脅

威でもあります。ある国家がどのような政治機構であれ、どのような経済体制であれ、その最も弱い構成員に対して常に配慮していなければ、あるいは少なくとも彼らの主要なニーズが満たされるように保証しないかぎり、その国は脆弱であり、常に不安定な状態にあるのです。

最貧諸国が発展する権利は、彼らを援助する先進諸国に明白な義務があります。第二バチカン公会議はこれに関して次のように述べています。「すべての人は自分と自分の家族のために十分な量の財を所有する権利を持っている。……われわれは貧しい人を助ける義務がある、しかもそれは自分にとって余分なものを与えるだけでは十分ではない」(『現代世界憲章』69)。教会の忠告は明確であり、またそれはキリストの声の誠実な反響です。すなわち、地球の財産は、全人類家族のためであって、それは少数者の一方的な便益のために保有されるべきではないのです(『新しい課題』31, 37項参照)。

個人の利益のために——すなわち平和のために、経済機構のなかで財貨のより公正で、均衡な分配を確実にする必要な改善策が緊急に必要です。市場の法則それ自体は、これを達成するには十分ではありません。社会は、それ自身の責任を引き受けなければなりません(『新しい課題』48項参照)。社会は貧困の原因とその悲劇の結果を除去するために、すでにその努力を行なってはいますが、その努力をいっそう増大する責任を引き受けなければなりません。どんな国も自国の力だけでそのような取り組みに成功することはできません。まさにこの理由から、いっそう相互依存するようになった世界にもとめられているその連帯性のうちに、共に働くことが必要です。極度の貧困が存続する状況を許すということは、社会状態をよりいっそうの暴力と紛争の脅威にさらすことになるのです。

すべての個人と社会集団は、個人および家族のニーズ(必要)を提供し、生活を分かち合い、地域共同体の進歩・発展を可能にすることができる状態の中に生きる権利があります。この権利が認められないとき、関心をもった人々は、自分たちを受け入れない既存の構造の犠牲者であると感じ、強く抵抗します。このことは特に若者たちにあてはまります。彼らは適切な教育や雇用の機会を奪われ、最も阻害され、搾取される危険にさらされているのです。だれでもがそのことを知っており、非常に多くの個人や全家族が貧窮している世界規模の失業問題を知っています。さらに、失業は、

平和を望むなら、貧しい人々に手をさしのべよう

しばしば戦争や国内紛争などの影響を被った国の経済下部構造の破壊という悲劇的結果を生じるのです。

ここで、私は特に貧しい人々を悩ませ、それゆえに平和を脅かす多くの困惑する問題について簡単に述べてみたいと思います。

最初に、対外債務の問題です。いくつかの国にとっては、また、国内の恵まれない社会層にとっては、国際社会や政府や金融機関などによる債務軽減措置の努力にもかかわらず、対外債務は今後も続く耐えがたい負担です。しばしば債務返済の大きな負担に耐えなければならないのは、これらの諸国における最も貧しい集団ではないでしょうか。そのような不正な状態は増大する怒りや失望と絶望感のとびらを開くことになるのです。多くの場合、政府は国民に広がった不快を理解し、ひいてはこれが他の国々との関係に影響を及ぼすこととなります。おそらく対外債務問題を再検討し、解決するにたる優先策を講ずべき時がやってきたのです。調整しようにもなかなか調整できないような社会の現状を完全に緩和することのできる明確な解決策を見いだす努力をもって、全額もしくは部分的返済に必要な諸条件が吟味されなければなりません。さらに、負債の諸原因についても、援助供与を受け入れる国の政府が過度の支出や不必要を支出——ここでは特に軍備費について——を削減し、また実際に貧窮する人々に補助金が届くような具体的な確約を条件にするなどの、行動措置をとる必要があると思われる。

もうひとつの重大な問題は麻薬です。痛ましいことにこれは、だれもが暴力と犯罪に結びついていることを知っています。また、世界のある地域では麻薬商人からの圧力のために麻薬栽培を強いられるのは、まさしく貧しい人々なのだということも知っています。彼らに約束された豊富な利潤は、——といっても実際は麻薬栽培のわずかなもうけのほんの一部にすぎないのですが——伝統的作物栽培では十分収入が得られない彼らにとって逆らうことのできない誘惑です。この状況を克服するために栽培者を助ける第一のことは、彼らに貧しさから逃れる適切な方策を確保することです。

さらにいくつかの国々では重大な経済的困難な状況から生じる問題があります。そのような状況ではより豊かな国々への大規模移住が奨励されますが、移住先では社会秩序の乱れをめぐる緊張が高まります。そのような外国人嫌いの暴力的反動に対応するためには、ただ単に暫定的緊急措置に

頼るだけでは十分ではありません。むしろ、いま求められていることは、移住の動きが起こる国々の進歩・発展を、新しい形態の国際的連帯をとおして促進することによって、諸原因に取り組むことです。

貧困は目に見えず、隠されていますが、しかし、それは平和に対する現実の脅威です。人間の尊厳を損うことは、生命の価値への重大な攻撃と社会の平和的発展そのものへの攻撃となります。

紛争の結果としての貧困

4. 近年、私たちはほとんどあらゆる大陸において、残酷きわまりない地域戦争や国内紛争を目撃しています。民族的、部族的、人種の暴力は、人間の生命を滅ぼし、以前まで一緒に平和的に住んでいた共同体を分断し、苦闘と憎悪の感情を引き起こしています。暴力に頼ることは、実際に現状の緊張をさらに悪化させ、そして新たな緊張を生むこととなります。戦争によって解決されるものは何もありません。反対に、すべては戦争によって危機に陥れられることとなります。戦争の惨禍の結果は無数の人々の苦悩と死であり、人間関係の崩壊や大規模な芸術的および環境的遺産の修復不可能な損失です。戦争は貧しい人の苦しみをさらに悪化させるものです。まさに、それは生活の手段や家や財産を破壊することによって、また、社会環境の基本構造を浸食してしまうことによって、新たな貧困者をつくり出すのです。若者たちは将来の希望が閉ざされてしまったことを知り、しばしば彼らは犠牲者として、紛争の無責任な担い手となるのです。女性、子ども、老人、病人、負傷者は強制的に立ち退かされ、着のみ着のままの財産もない難民となるのです。助けも、身を守る手段もなく、彼らはしばしば自分たちのところと同じような貧しく、しかも不穏な状態の他の国々や地域に保護を求めるのです。

現在、国際機関や人道的諸機関が暴力の犠牲者の悲劇的な運命をすこしでも軽減するために、多くのことを行なっている努力を認めながらも、善意あるすべての人々がいっそう努力をするように要請することは、私の義務だと思います。実際のところ、難民の将来は彼らを受け入れる人々の寛容さにまさにかかっていると言えるでしょう。彼らとて難民よりも貧しくはなくても、同様に貧しい人々です。国際社会の関心と協力をとおしてのみ難民問題の満足ゆく解決が見いだせることでしょう。

平和を望むなら、貧しい人々に手をさしのべよう

あまりにも多くの無意味な虐殺の後で、結局、認識すべき根本的に重要なことは、いま一度申しますが、戦争は決して人間社会には役立たないということです。暴力は破壊こそすれ、決して建設をしません。戦争による傷は長く癒されず、紛争の結果として、貧しい人々のすでにあるつらい状況はさらに悪化し、貧困の新たな形態が現れるのです。戦争によってもたらされた悲劇の悲惨な光景は、世界の世論の目の前にあります。願わくは、ごく最近メディアによって伝えられた心痛む写真が、少なくとも個人、社会、および国家を含め、すべての人々に効果をもたらす警告として役立ちますように。そして金銭が戦争や、破壊や、殺すために使われるべきではなく、人間の尊厳を守るため、また生活を改善するために、そして、真に開かれた自由で調和のある社会を建設するためにこそそれは使われるべきであることを、皆が喚起するように。

平和の源泉としての貧しさの精神

5. 今日の工業諸国において、人びとは物的財貨を所有しようとする狂乱した人々によって支配されています。消費社会は富める者と貧しい者を隔てている格差をよりいっそう顕著にしています。そして快適な生活を求める抑制しがたい追求は、他者の必要性に対して、人びとを盲目的にする危険をはらんでいます。社会のすべての成員の社会的・文化的・精神的および経済的福利を増進するために、地上の財貨を無制限に消費することをやめ、人為的なニーズをつくりだすことを抑制することが絶対に必要です。節度があり、簡素であるということを、私たちの日々の生活を規範とすべきです。世界の人口のわずかな人々が消費している商品の量は、入手できる資源よりもはるかに大きな需要を生み出すのです。世界の富の公正な配分を保証する効果的な措置が伴う限りにおいて、この需要を削減することが、貧困を軽減する第一歩となるでしょう。

この点に関して、福音書はこの過ぎゆく世にあって信徒が、財貨を蓄積しないように勧めています。「あなたがたは地上に富を積んではならない。そこでは、虫が食ったり、さび付いていたりするし、また、盗人が忍び込んで盗み出したりする。富は、天に積みなさい（マタイ 6・19-20）」。これはキリスト者にとって、貧困を克服するために働く義務と同様、本質的な使命です。そして貧困を多少とも解消する務めを成功に導くための大変効

果的な手段です。

福音的な貧しさは社会経済的貧困とは大きく異なるものです。後者は苛酷であり、強制的な形で経験されるので、しばしば悲劇的な特徴をもっています。福音的貧しさはキリストの勧告に答えるために、このような生き方を意図した人によって自由に選びとられたものです。「自分の持ち物を一切捨てないならば、あなたがたのただれ一人としてわたしの弟子ではありえない（ルカ 14・33）」。

そのような福音的貧しさは、平和の源です。それは、福音的貧しさをとおして、その人が、神と、他者と、被造物とふさわしい関係を結ぶことができるからです。このような状態に自分を置いている人の生涯は、すべての被造物を愛する神に対する、人間の絶対的な信頼を証しています。そして、物質的なものは、すべての人々の善のための神からの贈り物だとわかるのです。

福音的貧しさは、そのことを受け入れる人を変えるものです。貧しい人が苦悩に直面しているとき、無関心のままでいることはできません。実に、彼らは神の貧しい人々を優先する愛を積極的に分かち合うようになりたてられるのです。（『真の開発とは』42項参照）。福音的意味における貧しい人は、他者が生きられるように自分たちの財産や自分自身を犠牲にする用意があるのです。彼らのひとつの願いは、他者に対してイエスの平和の贈り物をさし出しながら、一人ひとりの人と共に平和に生きることです。（ヨハネ 14・27 参照）。

神なる主は、私たちの真の自由へと導くこの福音的貧しさの要求している姿を、ご自身の生き方とみことばによって教えられました。「キリストは、神の身分でありながら、神と等しい者であることに固執しようとは思わず、かえって自分を無にして、僕の身分に（フィリピ 2・6-7）」なられました。キリストは貧しさのなかで生まれました。幼児のとき、ヘロデの残忍さから逃れるために家族と共に国外に逃れたのです。キリストは、「枕する所もない」（マタイ 8・20）者として暮らされました。彼は「大食漢で大酒飲みで、徴税人や罪人の仲間」（マタイ 11・19）であると侮辱を受け、そして、罪人のために亡くなられました。彼は貧しい人々は幸いであると言い、神の国は彼らのものであることを確約されました。（ルカ 6・20 参照）。彼は富への誘惑は、神のことばを覆いふさぎ（マタイ 13・22 参照）、金持ち

平和を望むなら、貧しい人々に手をさしのべよう

が神の国に入ることは難しい（マルコ 10.25 参照）と金持ちに忠告しました。

キリストの模範は、そのことばと同様にキリスト者にとっては規範です。私たちは最後の審判において、わけへだてなく、私たちが兄弟姉妹への実践的愛について、皆だれも裁きを受けることを知っています。その審判の日に、人々が示した愛の実践のうちに、はっきりと以前にキリストを知らずにいたが、多くの人々は実際彼に会ったことがあったのだということを知ることでしょう（マタ 25・35-37 参照）。

「平和を望むなら、貧しい人々に手をさしのべよう！」。願わくは富める者も貧しい者もお互いに兄弟姉妹であることを認め合いますように、だれもが愛され、皆の善を希望し、平和の贈り物を与えてくださる唯一の神の子として、お互いに持っているものを分かち合うことができますように。

（訳者 保岡孝顕）

（注）本紀要への掲載については、カトリック中央協議会のご好意によるものである。

Message For the Celebration of the World Day of
Peace, 1 January 1993
“IF YOU WANT PEACE,
REACH OUT TO THE POOR”

POPE JOHN PAUL II

“If you want peace...”

Today, peace is universally recognized as one of the highest values to be sought and defended. And yet, as the spectre of a deadly war between opposing ideological blocks fades away, grave local conflicts continue to engulf various parts of the world. Nothing seems able to halt the senseless violence of arms.

Sadly, the aberrant logic of war is prevailing over the repeated and authoritative calls for peace.

Our world also shows increasing evidence of *another grave threat to peace*: many individuals and indeed whole peoples are living today *in conditions of extreme poverty*. The gap between rich and poor has become more marked, even in the most economically developed nations. *This is a problem which the conscience of humanity cannot ignore*, since the conditions in which a great number of people are living are an insult to their innate dignity and as a result are a threat to the authentic and harmonious progress of the world community.

The gravity of this situation is being felt in many countries of the world. In various regions the social and economic challenges which believers and all people of good will have to face are many. Poverty and destitution, social differences and injustices, some of them even legalized, fratricidal conflicts and oppressive regimes—all of these appeal to the conscience of whole peoples in every part of the world.

The recent Conference of Latin American Bishops, held in Santo Domingo in October, carefully examined the situation in Latin Amer-

ica.

The Bishops spoke of the great mission which must draw together the efforts of everyone :

It is apparent to all that these are *the indispensable premises for building true peace.*

To say “Peace” is really to speak of much more than the simple absence of war.

In particular, I would like to call attention to the threat to peace posed by poverty, especially when it becomes destitution. There are millions of men, women and children suffering every day from hunger, insecurity and emargination. These situations constitute a grave affront to human dignity and contribute to social instability.

The inhuman choice of war

2. At the present time, there exists yet another situation which is a source of poverty and destitution : I said in my Message for the 1981 World Day of Peace, the theme of which was : “To serve peace, respect freedom”. At that time, I emphasized that the indispensable premise for building true peace is respect for the freedom and rights of other individuals and groups. Peace is obtained by promoting free peoples in a world of freedom. The appeal I made then is still valid today.

The consequences deriving from such a commitment are easy to see, also with regard to economic relations between States. To reject all temptations to secure economic dominance over other nations means to renounce a policy inspired by the prevailing criterion of profit, and to replace it with a policy guided by the criterion of solidarity towards all and especially towards the poorest.

Poverty as a source of conflict

3. The number of people living in conditions of extreme poverty is enormous. I am thinking, for example, of the tragic situations *in certain countries of Africa, Asia and Latin America.*

Such a situation is not only an affront to human dignity but also represents *a clear threat to peace*. A State, whatever its political organization or economic system, remains fragile and unstable if it does not give constant attention to its weakest members and if it fails to do everything possible to ensure that at least their primary needs are satisfied.

The poorest countries' *right to development* imposes upon the developed countries a clear duty to come to their aid.

The Church's admonition is clear. In the interest of the individual—and thus of peace—it is therefore urgently necessary to introduce into the mechanisms of the economy the necessary correctives which will enable those mechanisms to ensure a more just and equitable distribution of goods.

It must do so by increasing its efforts, which are often already considerable, to eliminate the causes of poverty and their tragic consequences.

To allow situations of extreme poverty to persist is to create social conditions ever more exposed to the threat of violence and conflict.

All individuals and social groups have a right to live in conditions which enable them to provide for personal and family needs and to share in the life and progress of the local community.

Everybody is aware of the world-wide problem of unemployment, especially among the young. Moreover, unemployment is often the tragic result of the destruction of the economic infrastructure of a country affected by war or internal conflicts.

Here I would like to mention briefly a number of particularly disturbing problems which beset the poor and hence threaten peace.

First of all, there is the problem of *foreign debt*.

Is it not the poorest groups in these countries which often have to bear the major burden of repayment?

Perhaps the time has come *to re-examine the problem of foreign debt and to give it the priority which it deserves*. The conditions for total or

partial repayment need to be reviewed.

Furthermore it will be necessary to act on the causes of indebtedness, by making the granting of aid conditional upon concrete commitments on the part of governments to reduce excessive or unnecessary expenditures—here one thinks particularly of expenditures on arms—and to guarantee that subsidies do in fact reach the needy.

Another grave problem is *drugs*. Everyone knows that in some parts of the world, because of pressure from drug traffickers, it is precisely the very poor who cultivate the plants for drug-production.

The first thing to be done in order to help growers to overcome this situation is therefore to offer them adequate means to escape from their poverty.

A further problem stems from the situations of grave economic difficulty in some countries. These situations encourage *mass migrations* to more fortunate countries.

What is needed is to tackle the causes, by promoting through new forms of international solidarity the progress and development of the countries from which the migrant movements originate.

Destitution therefore is a hidden but real threat to peace. By impairing human dignity, it constitutes a serious attack on the value of life and strikes at the heart of the peaceful development of society.

Poverty as a result of conflict

4. In recent years, we have witnessed on almost every continent local wars and internal conflicts of savage intensity. Ethnic, tribal and racial violence has destroyed human lives, divided communities that previously lived together in peace and left in its wake anguish and feelings of hatred.

Nothing is resolved by war ; on the contrary, everything is placed in jeopardy by war.

War worsens the sufferings of the poor.

Women, children, the elderly, the sick and the wounded are forced to

flee and become refugees who have no possessions beyond what they can carry with them.

I feel it is my duty *to urge all people of good will to intensify their efforts*. In some instances, in fact, the future of refugees depends entirely on the generosity of people who take them in—people who are poor, if not poorer, than they are.

After so many unnecessary massacres, it is in the final analysis of fundamental importance to recognize, once and for all, that *war never helps the human community*, that violence destroys and never builds up, that the wounds it causes remain long unhealed, and that as a result of conflicts the already grim condition of the poor deteriorates still further, and new forms of poverty appear. The disturbing spectacle of tragedies caused by war is before the eyes of world public opinion. May the distressing pictures quite recently transmitted by the media at least serve as an effective warning to all—individuals, societies and States—and remind everyone that money ought not to be used for war, nor for destroying and killing, but for defending the dignity of man, for improving his life and for building a truly open, free and harmonious society.

A spirit of poverty as a source of peace

5. In today's industrialized countries people are dominated by the frenzied race for possessing material goods.

In order to promote the social, cultural, spiritual and also economic welfare of all members of society, it is therefore absolutely essential to stem the unrestrained consumption of earthly goods and to control the creation of artificial needs. *Moderation and simplicity ought to become the criteria of our daily lives*.

The gospel invites believers not to accumulate the goods of this passing world.

This is a duty intrinsic to the Christian vocation, no less than the duty of working to overcome poverty; and it is also a very effective means for succeeding in this task.

平和を望むなら、貧しい人々に手をさしのべよう

Evangelical poverty is very different from socio-economic poverty.

“Whoever of you does not renounce all that he has cannot be my disciple” (*Lk 14 : 33*) .

Such evangelical poverty is the source of peace, since through it the individual can establish a proper relationship *with God, with others* and with creation. The life of the person who puts himself in this situation thus witnesses to humanity’s absolute dependence on God who loves all creatures, and material goods come to be recognized for what they are : *a gift of God for the good of all.*

Evangelical poverty is something that transforms those who accept it.

Those who are poor in the Gospel sense are ready to sacrifice their resources and their own selves so that others may live. Their one desire is to live in peace with everyone, offering to others the gift of Jesus’ peace (cf. *Jn 14 : 27*).

The Divine Master has taught us by his life and words the demanding features of this poverty which leads us to true freedom. He “who, though he was in the form of God, did not count equality with God a thing to be grasped but emptied himself, taking the form of a servant” (*Phil 2 : 6-7*). He was born in poverty ; as a child he was forced to go into exile with his family in order to escape the cruelty of Herod ; he lived as one who had “nowhere to lay his head” (*Mt 8 : 20*). He was denigrated as a “glutton and a drunkard, a friend of tax collectors and sinners” (*Mt 11 : 19*) and suffered the death reserved for criminals. He called the poor blessed and assured them that the Kingdom of God belonged to them (cf. *Lk 6 : 20*). He reminded the rich that the snare of wealth stifles God’s word (cf. *Mt 13 : 22*), and that it is difficult for them to enter the Kingdom of God (cf. *Mk 10 : 25*).

Christ’s example, no less than his words, is normative for Christians.

“If you want peace, reach out to the poor!” May rich and poor recognize that they are brothers and sisters ; may they share what they have with one another as children of the one God who loves everyone,

who wills the good of everyone, and who offers to everyone the gift of peace!

現代世界の挑戦にこたえるリーダーシップ

— A. リンカーンのリーダーシップに関する一考察 —

(1)

山田 經三*

序

1992年4月より11月まで、米国ワシントンD.C.にあるジョージタウン大学で在外研究を行なった。その間、専門分野の研究のかたわら、米国第16代大統領、アブラハム・リンカーンに関する書物、資料を読む機会も得た。その中で、とくにリーダーシップに関するものをまとめて、ここに発表することにしたい。

4月より帰国直前まで、はからずも米国大統領選挙と時を同じくし、共和党、民主党両党の推す大統領候補の選挙運動をつぶさに研究することを通して、米国が現在かかえている国内の経済、社会保障、医療、教育諸制度の問題、さらには犯罪、麻薬、エイズ、ホームレス、人種差別、性差別、ホモセクシャル、墮胎等の社会的諸問題、米国の社会分析を行なう機会を得た。

いっそう複雑化する国際的、国内的政治・経済・社会・文化などの諸問題を前に、その手腕を発揮するであろうビル・クリントン新大統領が、全国を巡る選挙運動のさなか、常に座右の書として読み続けていた本に、A. リンカーンのリーダーシップに関する書物があったと報道されていた。

その書物をも踏まえ、リーダーシップの中枢をなす諸要素のうち、とくに現代必須とされるものに焦点をしぼり、我々にとって教訓となる内容をまとめながら、この小論を次のように展開してみたい。

I リーダーシップの意義

II 人々、部下との関わり

1. 情報の入手と協力関係の強化

* 社会正義研究所長、経済学部経営学科教授

2. 強制より説得

III リーダーの人格

1. 誠実さ
2. 忍耐強さ
3. 勇気
4. 逆説

IV リーダーの情熱

V リーダーのコミュニケーション

なお、紙面の制約上、後半の二章（IV.V.）は、次号でさらに、発展させることとする。

今現在、あるいは将来リーダーとなる人、いずれの組織にせよその指導的立場にある人が、A. リンカーンのすぐれたリーダーシップから何らかのヒントを得られることを希望したい。

I リーダーシップの意義

リーダーシップの定義としては種々ある⁽¹⁾。ここでは次のように定義する。リーダーシップとは、リーダーと部下両者の価値や動機づけ——諸要求、ニーズ、期待——などを表わす目標をめざして部下がその任務を遂行しうるよう、リーダーが導くことである⁽²⁾。

現代のリーダーシップ論を把握し、さらに将来成功を収めるためには、まずリーダーは過去を見る必要がある。その意味で、この数年来米国産業界に大きな影響をおよぼしており、いわゆる「革命的思考法」として紹介されているA. リンカーンのリーダーシップを学ぶことは意義のあることである。

J. M. バーンズは、現代において望ましい効果的リーダーシップの理想的モデルとして、A. リンカーンを取りあげている。組織の全構成員の間で、新しい気づきと理解を体得し、さらに発展させる、いわゆる「変革的リーダー」の最良の模範としてA. リンカーンが紹介されている。

今、最も求められているリーダーとは、「権力」行使を拒絶し、組織の全メンバーが互いに分ち合える共通の目的、使命（ミッション）という広い基盤の上に、部下全員が自ら役割として各自の任務を自発的に果たしていけるよう全員を説得し、動機づけ、鼓舞していくように努める人物である。

A. リンカーンにとって、広い基盤となる使命、「共通の目的」とはアメリカの独立宣言に表現されている理想であった。真のリーダーシップとは、日々の業務の中で、つねに部下や他の人々と顔を合わせつつ静かに影響をおよぼしていくことによって、はじめて実現されていくものであることをA. リンカーンは知っていた。

彼のリーダーシップの特徴を次のようにまとめることができる。彼は相手が社会的に地位の高い人であろうと一般の人々であろうと、すべての人に対して全く平等かつ公平に、尊敬と誠実さをもって対応した。彼は日常生活の平凡さの中で、人々に接することを通して、人々の組織への貢献意識を高め、組織の目的達成へと鼓舞するのがつねであった。彼は一般の庶民の前に高い目標をかかげ、かれらの心に訴え、かれらの情熱をふるい立たせることによって、通常では考えられない、すばらしい成果をかちえていった。彼はつねに、開かれた心で人々と接し、どのような時にも公平かつ寛容で、すべての人の人間としての尊敬を尊ぶことを最優先にしていた。彼はいつどのような時にも忍耐深く、一貫性を堅持し、独裁的であることを拒否し続け、逆にどのような反対者に対してもつねに説得によって合意を得、目的を達成しようとする人物であった。

米国大統領としての彼の姿勢は、とくに人間、人格としてすべての人を受け入れ、積極的なよい関係を築きあげていくその過程に特徴づけられる。その意味で、A. リンカーンはリーダーシップの神髄であったと言っても過言ではなかろう。彼のリーダーシップ・スタイルの基盤に、疑いもなく各個人の人格、人権に対するゆるぎない尊敬と関心があった。これこそリーダーシップにとって本質的要素である。これなしにはいかなるリーダーシップ論も、単なるハウトゥー的な技術論に陥ってしまう。A. リンカーンは、人々をどのように指導すべきかを確かに把握していた人物である。そしてまた、現代の政治や産業界のリーダーに対しても、何らかの新しい教訓を提供しうるリーダーでもある。

II 人々、部下との関わり

1. 情報の入手と協力関係の強化

人々のいる現場に向向いて、人々と直接関わることを通して、A. リンカーンは彼が必要とするなまの情報、事実在即した知識を入手することをつ

ねとしていた。それによって、大統領の執務室に居るだけでは決して知り得ない事実、実態に基づいて正確な決定を下すことができた。彼はリーダーに不可欠の共感能力（コンパッション：痛みの共感）と部下へのきめ細かで適切な配慮を有し、彼独自のリーダーシップ哲学をもっていた。

彼は人々の働いている現場に足繁く出向き、人々と親密に交わり、真の人間的交流を培う才能をもっていた。人々とのこうした交わりを通して、実態を正確に把握することができた。これはごく当たり前のように思われるが、政治の最高責任者にとって、このような方法で真の情報をつかむことは、むしろ稀なことである。ふつうは、側近からある定まったフィルターを通して、上司に気に入られるよう操作された情報しか入ってこないものである。

よきリーダーであるためには自らの体験を通して、足で情報を得るということ、人々をこそ主要な情報源とし、つねに人々、部下の近くに留まっていなければならないという、A. リンカーンのこの一貫した原則は、現代においてもリーダーにとって重要なことである。大統領としての A. リンカーンのこの姿勢、オープンドア・ポリシーは、現代においても、効果的リーダーシップの模範である。そこで、彼のリーダーとしての特徴を以下、若干まとめることとする。

彼の基本哲学は、できうる限りしばしば、そしてできるだけ多くの人々と出会うということである。彼は執務時間の約 75% を、人々と会うことに費した。どれほど多忙であっても、彼はつねに彼に面会を求める人々のために貴重な時間をさいた。人々との間に距離をおかないという、彼のきさくな姿勢こそ重要なことである。この謙虚で柔軟な態度は、現代の政界、財界の最高責任者とは実に対照的である。

彼にとっては、部下との非公式のさりげない、ざっくばらんな接触、話し合いこそ公式の会議と同じくらい、あるいはそれ以上に重要な地位を占めていた。これもまた、現代の政治指導者、ないし産業界の経営者の見習うべきことである。彼は可能な限り、部下が何のプレッシャーも感じず、リラックスした雰囲気の中で彼と話し合うことを何にもまして重視していた。その意味で、A. リンカーンは米国史上、政財界の最高責任者のうち、最も近づきやすいリーダーであったとすることができる。

部下、ないし一般の人々がリーダーに対して近づきやすさを感じれば感

じる程、かれらはそのリーダーをより積極的に信頼できるものとしてながめ、近づこうとするものである。「この上司は、私が考えていること、今、現に進行中のことを本当に知りたがっている。そのことを私から聞きたくて仕方がないのだ。かれはこの難問に正面から取組み、解決したいのだ……」。部下はこのように考え、上司に積極的に協力することを惜しまなくなる。

A. リンカーンはまさに、部下にそのように感じさせるリーダーであった。部下たちは彼に親切なお言葉、励ましのほほえみ、ユーモアに満ちた話を望んで彼の面談を求めた。しかもほとんどすべての人が、実際にその望みがかなえられたと実感している。彼を訪れるすべての人が、彼の好意的で暖い雰囲気的印象づけられ、深い感動をおぼえて彼の執務室から出てくるのである。

積極的な思考と気立てのよい性質が、どんなリーダーにとっても価値ある実をもたらしものであるが、A. リンカーンはまさにそれを心得ていた。

他人をほめる彼のやり方は、その結果として、物事を完成させるためにどうしても不可欠な共同作業、協力のための力強い意欲を鼓舞する力となった。大統領の役割の一つとして、人々に対する共感と配慮にたけていた彼のすぐれた手腕は、兵隊たちからだけでなく、すべての部下からも信頼と忠誠心、賞賛をかちえていた。

リーダーにとって不可欠の条件は、信頼できる最新の正確な情報を入手することである。リーダーはつねにそれを必要とし、求め続けなければならない。A. リンカーンはたえず鍵となる情報を求め続けていた。そのため彼は、すばやく時宜にかなった効果的な決定をつねに下すことができた。

適確な情報を入手する最良の方法は、自ら外に出向き、自身でそれを得ることである。リーダーにとって、自分の日常の業務の外、自分のオフィスの外で人々に出会う際、そこには想像をこえる価値あるもの効果あるものが存在しているものである。人々との非公式な集りの際には、フォーマルなオフィスで顔を合わせるよりもずっとリラックスでき、もっと直接的に信頼感をもって接し合うことができる。その結果、より真実に近い情報を得ることができる。

A. リンカーンは真実を知る必要があった。しかも彼は、真実を理解する直観的な才能をそなえていた。彼は偏見を正しく識別するフィルターに

よって、情報を正確かつ公平に受けとることができた。それから彼は一般大衆の話し言葉でそれを伝えたので、すべての人がそれを理解することができた。A. リンカーンは次から次へと、根拠となるデータを集めるこの方法を修得していたので、つねに適切な決定に基づいて、速かな行動をおこすことができた。

よきリーダーにとって不可欠の要素は、人の話をよく聞くことである。リーダーは少なくとも自分が話すべきことと同じくらいに、人の話に耳を傾ける必要がある。現代、あまりにも多くの人々が、真のコミュニケーションは両方向からなされるものだということを認識していない⁽³⁾。この点においても、A. リンカーンは秀でていた。彼は、よく聞くことを通して個人的で、専門的なレベルの強固な協力関係を築きあげつつ、部下たちから大いなる信頼と尊敬をかちとっていった。

A. リンカーンのリーダーシップ哲学には、この信頼に関連して次の3つの要素がある。(1) リーダーシップは信頼をつくりあげ、強固なものとする。(2) リーダーはたとえリスクが大きかろうとも、他者を信頼する能力をそなえている。(3) まず自分が他者を信頼してはじめて、他者からの信頼がかちとられる⁽⁴⁾。

2. 強制より説得

A. リンカーンは米国大統領という行政上の最高責任者として、その権威遂行において、強固な一貫性をそなえていたが、自分が求めていることをなしとげる方法として、自分の意思を他者に強制することは決してなかった。彼は徹底して他者への強制を行わず、つねに説得の方法を用いた。リーダーシップとは、強制力を決して使用しないことである。彼は本質的に説得者となることによって、独裁者的な役割を拒否した。

A. リンカーンは人々に対する強い関心と個人の多様性を尊重する能力をそなえていた。彼はどのような圧力にも屈服することなく、確固たる信念と自信に満ち、親しみやすい態度と開放性、言葉の巧みさでもって部下に、そして彼に接する人々に影響をおよぼしていった。

彼は若い時から説得の術を学び、自分のものとしていた。彼が奴隷制度に反対する演説を行なった際、聴衆に大きな感動を与え、誰一人として異議を申し立てる者はなかった。

人は一般に、自分が行なっていることは本当に価値がある重要なことで、しかもそれは自分自身の責任に基づいているものだと思いたいものである。リンカーンはまさに、この事実を知っており、部下たちのイニシアティブを大いに尊重した。

このことに関して、A. リンカーンのことばをいくつか紹介してみたい。「ある人々を、当人の合意なしに、治めることはよくない。……」(1854年)。「まず第一に、自分自身を縛っている奴隷的くびきを、よく知るべきである」(1858年)。「人々の品位を高めるように努めることこそ、我々の制度の根本にある精神である。逆に人々の品位を落とすような行為には、私は徹底的に反対する。……ところで疑いもなく、どのようなものであれ、独裁は人々の品位を落とすものである。」(1859年)

彼は大統領として、人々に対する開かれた姿勢と励ましを通して、すべての人から積極的な協力を得ることができた。彼はつねに、部下たちが自らのイニシアティブでことを行ない、自ら判断し、彼に相談することなしに物事を解決し、命令を下していくようにかれらを促し、力づけた。一言で言えば、彼は実に見事なリーダーシップを発揮した。彼はつねに、責任と権限を部下たちに委譲し、かれらを自らことを進めていくように鼓舞し続けた。

「私なしで自ら前進していく人を見るのが私の喜びだ」と A. リンカーンは口ぐせのように言っていた。彼は命令を出すよりも、要求を出し人々の判断を仰ぐことの方が、ずっと価値あるものだというを知っていた。他の人々が自分と同じように考え、自分と同じ立場をとるよう説得する方法として、かれは適切な逸話、たとえ話をよく用いていた。

Ⅲ リーダーの人格

1. 誠実さ

A. リンカーンはジョージ・ワシントンのように、公平で、信頼でき、正直で、卒直で正しい道徳原則をもった人であった。

リーダーシップの構成要素であるどんな理論や指針も、誠実さと正直さなしには何の役にも立たない。このことが組織を支える根本原則であり要(かなめ)である。最良の組織、エネルギーに満ち、成功をおさめる組織というのは、正直さと信頼を重要視する組織である。「どんな場合でも、誠実

さこそが最善の政策である⁽⁵⁾」「経営者は適確なことを行ない、リーダーは正しいことを行なう⁽⁶⁾」「倫理から離れてしまえば、リーダーシップは単なる経営と政策のテクニックになりさがってしまう⁽⁷⁾」。

誠実さとは真実のことである。A. リンカーンが誠実であり、真実を愛したということこそ、かれが一生の間大いに尊敬されていた理由の一つである。人はその言葉と行いを通してはじめて、その人の誠実さを証明される。真のリーダーとは、自らのかかげる価値に対する誠実さを貫く人のことである。

原則として、リーダーは部下を導く基本的目標と価値をかかげ、その実現に努めなければならない。部下がその道徳的基準や価値を重要だと認めた時、かれらは適切な行動や対応へと動機づけられる。リーダーが、幅広い人々の共感を得られる目標と、人々の心に訴える魅力ある価値を持ち、それを伝える時、そのリーダーは大衆から幅広い支援を得ることができる。

組織のメンバーは、価値や目標を共有しつつ組織をつくりあげようとする時、真に当事者意識、参加的意識をもって貢献することができる。したがって、組織の目標や価値がメンバーにとって分かりやすくなればなるほど、メンバーはその目標や価値によって動機づけられる。ビジネス界であろうと国家であろうと、成功をおさめる組織は、必ずそうした目標や価値をそなえているものである。こうした目標や価値は、組織を構成する大多数の人々——というよりも、全員によって共有されなければならない。

一貫性をもって語り、説得することによって、それらの目標や価値を徐々に組織のすみずみにまで浸透させていくことこそ、リーダーの唯一の責任といっても過言ではない。部下の動機づけや取組みについて、日常的な水準から出発して、より高いレベルの意識化へと導いていくことも、リーダーの役割である。

A. リンカーンは、二つの最も基本的な価値、「自由の追求」と「平等」を、長い間にわたってアメリカ国民と分ち合い、その重要性を強調しつづけてきた。その結果、この価値は国民の間に浸透し、アメリカ人の心をゆり動かすものとなった。すなわち、「自由と平等」に対するリンカーンの誠実さは、いまやアメリカ合衆国の誠実さとなったのである。彼は次のように言っている。「私の政治的エートス（情熱）すべては、独立宣言に盛り込まれているエートスからほとぼり出たものである」と。すべての人は平等に

創造されている、というのが A. リンカーンの信条である。彼は、他の人々がそれぞれ成功の道をのぼっていくのを、忍耐と信頼と尊敬をもって助けるのがつねであった。

前述のバーنزの言葉を借りるならば、A. リンカーンはつねに「共有型のリーダー」であった。「共有型のリーダーとは、組織の利益を自己の利益とし、最も広汎に共有されうる目標と、最も高い道徳性とに基づいて決定される組織の目的と利益を、将来に向けて形づくっていく役割を自覚している人物である⁽⁶⁾」。

信頼、誠実、正直さは部下に対して非常に強い影響を与えるものであるため、リーダーにとって極めて重要な資質である。人々にとって、他者、とくに上司に対する信頼は重要である。会社をはじめどのような組織であっても、組織に利益をもたらす革新的な仕事にリスクをかけて取組もうとする場合、まず部下はリーダーを一貫性のある公平な扱いをする人間であると認める必要がある。それではじめて、本腰入れてやろうという意欲も出るものである。

A. リンカーンは次のように説いている。「正しいことを行なっている人と共に行なえ。その人が正しい間は協力し、誤りを犯す時には、その人から離れよ」。「それが正しいかどうか確かめもしないで、人を告発してはならない。そうしたことが、自分の性格の一部にならないよう注意せよ」。リンカーンは、彼を非難する者が数多くいたにもかかわらず、正直さと誠実さに徹することによって成功をかちえ、そして人々から尊敬と積極的な評価をかちえることができた。

A. リンカーンの生いたちや教育、さらには政治的背景を問題にした人々でさえも、彼の誠実さは疑うことがなかった。リンカーンは部下に対して戒める時も、ほめる時も全く同じ公平さと礼節をもって接した。

現代のリーダーも、A. リンカーンのリーダーシップ・スタイルを学ぶことによって、部下から信頼と尊敬を受けることになる。部下から信頼を得るということは、部下にやる気を起こさせることになる。

リンカーンのリーダーシップの根本には、すでに述べたとおり真実、誠実さがある。真実というものは、どのような組織にあっても、またどのような個性の人々にとっても、あらゆる相互関係の共通分母となるものであることを、彼のリーダーシップは示している。

2. 忍耐強さ

ここでいう忍耐強さとは、リーダーとして決して私怨や遺恨、憎悪の心で行動しない、ということである。

どのような組織においても、部下たちはうらみや憎悪を感じさせるリーダーよりも、一貫性をもって共感を示す、親切なリーダーの方によりよく応答し、指導されることを快く受け入れるものである。リーダーが当然備えているはずの品位に欠けている場合、部下たちは感情的反発の結果として憎悪や良くない態度、悪意にみちた行動などをとる。部下たちは、当然リーダーが品位のなさや恥ずべき行為を克服してくれることを期待するものである。

A. リンカーンの人格の根本には、誰に対しても親切であるという姿勢があった。たとえば人々が彼のところに来て、種々のアイディア、提案、さらにはことをよりスムーズに進める方法などを伝えようとする際、リンカーンはそれらを本腰を入れて聞き、認めるだけの度量や判断力も十分にそなえていた。彼は、つねに革新的な考えや部下たちの参加を積極的に促していた。

リンカーンは、部下たちが真相を見きわめようと努力している時、彼自身もその真実を先取りして自分のものとしようと努めた。大統領在任中、彼に対する非難、中傷など、絶え間ない攻撃がまさに嵐のように荒れ狂う只中で、彼を終始一貫導いた指針は、「真実」であった。彼は、あることについて疑念を抱いた時にはいつでも、自分の性格の基本となる誠実さ、正直さ、共感、慈悲深さに立ち帰るのであった。彼は憎しみや嫌悪、悪意の念をもってことに当たるといことはなかった。実際同時代の人々は、彼の寛大さ、慈悲深さについて疑うことはなかった。彼はまさに、どの大統領よりも寛大にゆるしを与えたということができる。

ビジネス界においても、あるリーダーが悪意や嫌悪をもってことに当る人ではないと分かるならば、同僚や部下はその人ともっとすなおにつき合い、心を開くことにもなろう。これが、リーダーをもっと実力のあるリーダーにみがきあげていく要素である。もしリーダーが楽観的で注意深く、勇気づける人であるならば、組織の大半のメンバーも同じようになるものである。

一般にリーダーの素質として悪意のないこと、すなわちまごころこめて

人々と接し、部下を扱うことは、部下の間に信頼を促し、新しい思考、発意を養うものである。そのことはまた、部下を萎縮させてしまうことを防ぎ、ありのままの自分であるよう促すことになる。現代のリーダーは、部下の失敗をも寛大にゆるすだけの度量も含めて、A. リンカーンのやり方、スタイルをまねる必要がある。

ここで、リンカーンの「山上の説教」ともいうべき内容を紹介してみたい。「誰にも悪意を抱かず、誰をも愛せよ。神は我々に光を見分ける力を与えて下さったので、その光に留まり、決してそこから逃げないように。今取り組んでいる仕事を完遂するために努力し続けよう。国家の傷をいやすために、戦いのさなかに生れた子供たち、やもめたち、孤児たちをはじめすべての人がふさわしい世話を受け、力づけられるように、そして国内にあって、また他のすべての国々との間に、人権に基づく正義を、正義に基づく平和をつくりあげ、維持するために、それぞれ互いに力をつくそうではないか」。

3. 勇気

ここで言う勇気とは、不当な批判に毅然たる姿勢をもってこたえることをいう。A. リンカーンの次のような言葉がある。「不当な誤った批判のために、当然果たすべき義務を怠ることのないように。また政府を転覆させるという脅迫や、我々個人に対するおどしのために萎縮してしまうということもないように。正しいことを貫くならば、それに必要な力が必ず与えられるものだという信念をもつように。そしてその信念をもって我々の果たすべき義務を完遂しようではないか⁽⁹⁾」。

要するに勇気とは抑圧、圧迫の下にあって恵みを保持しつづけることである⁽¹⁰⁾。「圧迫のもとでの恵み」、この言葉ほどにリンカーンの最後の7年間の態度を見事に言い表わすものはない。ありとあらゆる非難、抵抗のさなか、彼は想像を絶する勇気を発揮した。その勇気をもって彼は、どのような危険を冒すこともものともせず、いかなる批判にも毅然として立ち向かった。

A. リンカーンは自分に対する確固たる自信、信念をもっていた。したがって、自分の行なっていることが誤っているのではないかと迷うこともなかった。現実の状況を適確に把握する能力と、それに毅然と立ち向かって

いく勇氣とによって、かれは最も勇敢なリーダーとなった。彼は適切な戦略を設定し、たとえ人々が聞くことを嫌がったとしても、戦況を正確に伝え、計画を着実に遂行していった。他の人々を指導する立場にある者是谁でも、自分の名誉、人格が傷つけられる厳しい批判の矢面に立たざるを得ない。

リンカーンはこの事実をよく認識しており、それに耐えうる心がまえをやしなっていた。リーダーとなる人は誰しも、同じように自らを処しなければならぬ。たとえ最善をつくしてことを行なったとしても、それを不快に思い、批判する人々は必ずいるものであると、彼は大統領としての体験から学んだ。かれはいかに困難な問題をも、想像を絶する忍耐、不撓不屈の精神をもって解決していった。

A. リンカーンは次のように言っている。「人間の本性は決して変わらない。国家もこの人間の本性と同じことであって、どれほど厳しい試練にまわられても、我々はつねに弱さと強さ、愚かさと賢明さ、悪と善、両者を兼ねそなえている」と（1864年）。

その生涯の大部分を通して、かれはいつもしつと、ねたみ、そねみめいとされていた。それらは、彼がすばらしい仕事を成しとげようと熱烈に願い、情熱を傾けるかぎり、必然的に生じる反応であった。リンカーンがその後半生にこうした批判に上手に対応できるようになったのも、そうした年月を経て、彼が人間的に成熟したからである。とはいえ、人々の非難的となったにがい体験は、彼の心から消えることがなかった。こうしたつらい体験を通して、かれは同じような扱いを受ける人々に対して、心からの共感（コンパッション）をおぼえ、連帯することができた。

4年間という大統領在任期間中、彼は自分に向けられる冷酷極まりない反抗や厳しい批判すべてに、冷静に耐えた。このような不当で厳しい、誤った批判をリンカーンがどのように受けとめ、克服していったかを、探求することは、現代のリーダーにとって興味深く、非常に有益なことである。

かれはこうした「名誉毀損」を、種々の方法で処理していった。最もよくとった態度は、「黙殺」であった。政界入りして間もない頃の彼は、友人と信じていた人々からの批判に悩まされ、傷つけられることの連続であった。ホワイトハウスにおいても、彼は中傷や悪口を単に無視するというやり方を貫く勇氣をそなえていた。

「私自身に対する攻撃の報告は、原則として聞かないことにしている。私自身、それに対して適切な返事は書けないし、もし返事を書いたとしても、それによって自分も相手も、ますます不愉快になっては仕方がないからである」とリンカーンは言っている⁽¹¹⁾。

彼のユーモアと鋭い機知、それに豊富な逸話、たとえ話はいつも、彼のリーダーシップの有効な助けとなっていた。不当な中傷や悪口を怒るよりも、むしろ楽しむことができたということは、かれにとって大きな恵みであった。ユーモアに加えて、現実を適確に把握し、その実態に対して適切に対処しうる秀でた能力がかれの強さをいっそう増すことになった。

批判の中にある誤りから正しいことを引出し、認識するという、自分自身の際立った能力を完全に信じることが、リンカーンが不正な批判に立ち向い、克服していく上で大きな力となった。彼自身倫理的に不正だと考えていることを、他の多くの人々が行なっているにもかかわらず、それによって彼らから脅迫されることはなかった。リンカーンは自分の信念に逆らうどんなに苛酷な批判に直面しても、自分の権利を放棄し、退くということも決してなかった。

「悪いことをする時の恐れよりも、正しいことを敢えてしようとする時のほうが、ずっと勇気がいるものである」。「正しいことを行なっている者が恐れることはない」と、ジョン・マックラーナンド將軍に書き送っている。また、「中傷に対しては、真実こそ最良の弁明である」とリンカーンはホラーズ・グリーンリー將軍に告げている。

反対、抵抗に対して、それを克服するためにリンカーンのとった方法をよく理解し、それによって彼が成功した術を知ることは、現代の政・財界のリーダーにとって大きな力となり、勇気を得ることになる。

そういう意味で、以下リンカーン語録からリーダーにとって教訓になるものを、いくつかまとめることにする。

リーダーたる者はともかく、精力的で、根気強く、自信に満ち、不屈の精神をもっていなければならない。つまり、己自身を信じるのが肝要である。厳しい批判に相対し、処理するためには、ある種のスタイルを発展させなければならない。リーダーたる者は誰しも、その地位ゆえに中傷を受けるものであることを覚悟しなければならない。中傷、悪口をどのように受けとめるか、そうした批判が自分にどのように影響するか、そうした

批判を切り抜けるかどうかを決するのは、リーダー自身の姿勢一つにかかっているのである。

A. リンカーンに習うことは、確かにリーダーにとって重要である。彼の批判に対する対処の姿勢の中からいくつかをひろってみる。大した内容でないならば、ほとんどの攻撃、批判は無視する方がよい。しかしそれが重要な事柄である場合には、徹底的に抵抗してくい止めなければならない。批判に対しては、にえくり返るような怒りの気持をそのまま論駁の手紙として書くとよい。但し、郵送はしないこと。いつでもユーモアのセンスを保ちながら、生活、仕事の明るい面を見つめるように心がけること。圧力の下であって恵みを保ち続けること。批判にこめられている誤りから正しいことを引き出し、認識すること。いつどのような場合にも、勇気をもち続けることである。

4. ^{パラドックス}逆説

A. リンカーンのリーダーシップ、ないし人格において今一つ、特徴的なことがある。それは逆説的^{パラドックス}な術を身につけていることである。前述のバーンズは、リンカーンのリーダーシップの中で、とくにカリスマについて、次のように述べている。「ここで言う『カリスマ』にはさまざまな側面があり、しかもそれぞれの側面が互いに矛盾し合っているように見える、という奇妙な性質がある。たとえば、リンカーンにそれを見ることが出来る。第一の側面は、リーダー自身の資質（タレント）の神秘性である。第二はリーダーとそのリーダーに導かれる者との間の心情的な絆である。すなわち群衆による父性的なものへの依存。リーダーは力強く、何でも知りつくしており、倫理的で高潔であるという民衆による評価。リーダーの巨大で超自然的力に対する期待。愛情にまで至るほどの、リーダーに対する民衆の絶大な支持などである⁽¹²⁾」。

確かに、A. リンカーンには相互に矛盾し合うような特徴がみられる。以下、そのいくつかをとりあげてみたい。

彼は一貫性の模範であると同時に、極めて柔軟でもある。一貫性はリンカーンのトレードマークであり、かれの統治システムの中枢でもあった。リーダーからどれほど頼りにされているかという事実は、自然に部下たち、彼と関わる人々を日常業務においても、気持よく働かせるのである。

ところでリンカーンは、彼と関わりのある人々に対する任命や昇進などの応対や処遇において、つねに一貫性を貫いていた。各閣僚や他の政府関係者らとの関係においても、その一貫性は顕著なものであった。政府、議会や軍隊の統治においても、一貫性はかれの特徴であった。

一方ではこのように、かれは通常よりはるかに一貫性のまさにモデルであったが、他方では通常よりはるかに柔軟でもあった。米国憲法を守るということは、彼にとっては至上命令であった。何事を行なう場合にも、彼は憲法遵守に一身を賭していた。彼には、憲法を守ることこそ国家の一致団結のため不可欠のことと思えたからである。

「その見解が真実と見える限り、私は新しい意見を尊重し、採用する」とかれは述べている。これは、1862年大統領が「公式的義務」について H. グリーリーに宛てた手紙の一文である。ここにかれの柔軟性が表われている。逆説を巧妙に扱うリンカーンのやり方は、リーダーにとって本質的な技巧であることが最近のリーダーシップ研究によって確認されている。

たとえば、トム・ピーターは逆説を巧妙に扱える人こそ、昇進に値すると強調して次のように述べている。あらゆる階層の経営者は、経営管理の知恵に深みを与える逆説に、真剣に取り組まなければならない。……逆説を愛する経営管理者こそ将来のリーダーであるにちがいない。組織の前衛にいてはじめて、平和、進歩、そして価値ある問題を感じとり、よく聞く人となりうるのである⁽¹³⁾。

A. リンカーンは岩のように堅固で安定した政府を、国家安全の基盤として巧妙に築きあげる一方で、個人的には多くの変化を生み出すことによって、逆説の冴えを示している。彼は、一見相矛盾するようなやり方を数多く用いながら、逆説の手法によって、それらを見ごとに収れんさせている。リーダーたる者が成功をおさめるためには、この逆説の方法をもマスターする必要があるようである。

以下、A. リンカーンのリーダーシップスタイルにみられる逆説を、若干要約的にとりあげることとする。

(1) 彼はカリスマ的であると同時に、謙虚である。(2) 彼は一貫性を堅持すると同時に、柔軟である。(3) 彼は数多くの中傷、悪口、ねたみの犠牲者であると同時に、人々から絶大なる人気を得ていた。(4) 彼はつねに信頼し、共感する人であると同時に、人々にねばり強さ、タフさを厳しく要

求した。(5) 彼は敢えて危険を冒す革新的な人であると同時に、忍耐強く、計算高い、ぬけ目のない人であった。(6) 指揮官、責任者たちをしばしば配置転換したり、解任したりする人であると同時に、かれらリーダーに十分な時間の余裕を与え、成果を生み出せるよう支持し続けた。(7) 彼は自分の政策には真の政策が欠けており、種々の事柄を自ら支配し得ないと不平を言っていたが、実は彼自身非常に攻撃的で、万事に責任をとり、異常なまでに断固とした態度をとることによって、ほとんどすべての領域にわたって彼自身が支配していた。

彼は自分の長所、強みを活用することができたが、他方では自分の欠点、弱みをも認識することができた。そしてその短所を補うこともできた。人はみな短所をもち合わせているものである。しかし、みなが自らの短所を知りそれらを愛し、その消極面を相殺しているとは限らない。時にはリンカーンも、爆発し、短気をおこすこともあったが、つねにそれは私生活においてだけであった。公式の場で腹を立てることがないように、かれは前述のように、座って長い手紙を書き、そしてそれを発送しないという方法をとった。それによって感情の高ぶりを抑えることができた。彼がその欠点を表わすのは、ただ私的な場においてだけであった。しばらく冷却期間をおいてのち、冷静な姿勢で、改めて問題に正面から取組むのがつねであった。

A. リンカーンにとっての第一の目標は、全く腹を立てないということではなく、腹を立てている時間をできるだけ短くするということであった。彼の戦略は、自分をそうした腹の立つ状況に長くおかないことによってできうる限り葛藤、対立をさけるということにあった。自分の弱点を支配下におくということは、逆説をマスターする一つの要素でもある。要するに、逆説を自分のものにするということは、よい常識を身につけるということである。

結びにかえて

リンカーンの原則に基づく教訓

1. 人々、部下との交わり

- 1) 書くことで自分自身を説明し、どのように問題を解決するか、助言を与える。

- 2) 部下と接する際、上司であるあなたは、何の恐れも与えず、部下にとって実にきさくに感じられるように努力する。
- 3) つねに部下との非公式の、気楽な接触、出会いをもつように心がける。これは公式の集り、話会い以上に重要である。
- 4) 面会を求める部下に対して、できるだけ時間をさき、余裕をもって応対する。
- 5) つねに忍耐強く寛容で、すべての人を暖かく迎える。
- 6) 誰でもほめられたいと望んでいることを忘れないように。
- 7) 部下ができることは、リーダーも必ずできるはずである。つねにより模範を示す。
- 8) つねに信頼に足る、しかも時宜に適った情報を求め、入手する。
- 9) あなた自身が日々の自分の任務を果たすことに堅固で断乎とした態度で取組んでいることを部下がよく知るように、十分な時間をさくこと。それによってかれらの尊敬と信頼をかちえることができる。
- 10) 人間の本性をより深く知るために、時間と費用を惜しんではならない。
- 11) 人間の行為は修正可能であるが、その本性は変えられないことをよくおぼえておく。
- 12) あなたがいつも部下の身になって考え、配慮していることを示すことは、よりよい関係を築きあげていく上で重要なことである。
- 13) もし希望を失ってしまえば、やがて自暴自棄になってしまう。

2. 説得

- 1) 公けの不平や苦情は阻止するように。つねにできる限り譲歩、妥協するよう努めながら、部下を説得する。
- 2) 最後の手段としてだけ、強制力を用いる。
- 3) 部下の信頼をかちえ、味方についてももらいたいなら、まずあなた自身が部下にとって真の友であると、部下に確信してもらうように努める。
- 4) 部下は慨して、自分自身の発意で、しかも真に重要なことをなしとげたと信じたいものである。このことをよくおぼえておくように。
- 5) 部下が自らのイニシアティブで、自発的に行なうことを力づけることによって、責任と権限を委譲していけるのである。
- 6) あなたが部下を指導することに対して、部下の合意を得られるように、

つねに努力すること。

- 7) 独裁的リーダーシップを実行しようものなら、それはあなた自身が独裁的に治められるのを準備していることに他ならない。
- 8) 組織全体に関わる問題について、各部署の責任者と絶えず相談しておく必要がある。
- 9) よきリーダーは命令するのをさげ、むしろ要求したり、暗にほのめかしたり、指示する方を好むものである。

3. 誠実さ

- 1) 成功のための機会と自由を、すべての部下に平等かつ公平に与えるように。
- 2) 組織の最高の頂きにまでのぼりつめることを望むならば、まずふり返ってあなたのうしろにいる人のもとに行き、気を配るようにせよ。
- 3) 部下たちにやる気を起こさせる基本的目的と価値をつくりあげ、そしてあなた自身もそれを果たしていくように。
- 4) 自分の任務にも、生活の個人的側面にもつねに公正と品位の一貫性を堅持し、万事に全力投球していくように。
- 5) 正しいことを行なっている人と共に行なうように。その人が正しい間はその人に協力し、誤りに傾くようなら、その人から離れた方がよい。
- 6) それが正しいかどうか確かめもしないで、人を訴えたり、告発したりしてはならない。そうしたことが、自分の性格の一部にならないように注意せよ。
- 7) 組織の目的の達成と、その達成のために貢献している人のために尽くすことが、あなたの義務である。
- 8) もしほんの一度でも、部下の信頼を裏切るようなことがあれば、かれらの尊敬と評価を二度とかちえることは決してできない。

4. 忍耐強さ

- 1) いつどのような場合であっても、短気を起こしたまま、ことに当ることはさげよ。
- 2) 人に決して圧力をかけてはならない。もしそうすれば、人は、そしてその友人たちはあなたの組織の永遠の敵となる。

- 3) ただ罰を与えるということだけのために罰するということがあってはならない。
- 4) もし部下が上司からの不信ゆえに失望してしまえば、たとえそれが単に一度だけのことであっても、組織に貢献することを止めてしまうものだということを銘記せよ。
- 5) もしあなたがよい評価を得ているならば、部下は喜んであなたの言うことを聞きたがるものである。
- 6) 時たま管理についてしくじったとしても、それはたいしてあなたを傷つけるものではない。
- 7) あなたの組織は、最高責任をもつリーダーの人格と似かようなものであるということをよくおぼえておくように。
- 8) 誰に対しても悪意を持たず、誰に対しても愛を持って。

5. 勇気

- 1) どのような不当な批判，中傷に対しても毅然たる姿勢で応じうる勇気を持つように。
- 2) どのような圧迫，脅迫があろうとも，そのもとで冷静に恵みを保ちつづけうることが勇気である。
- 3) 自分に対する攻撃は読まないで無視するに限る。憤慨しないですむから。
- 4) 興奮した民衆を恐れないように。そしてまたそれによって自分の誠実な心をありのまま語るのを妨げられることのないように。
- 5) 反駁できないまでに，偽りの陳述，誤伝を許しておくことは，賢明なことではない。
- 6) 中傷，悪口に対して真実こそ最良の弁明であるということをおぼえておくように。
- 7) 知りうる限りのこと，またできうる限りのことを最善を尽くして行なえ。しかも最後までそれを貫き通すように。
- 8) たった一つのことであっても，偽りのことに関わってしまうならば，他の多くの不正な攻撃に身をさらすことになってしまう。
- 9) 両党派のいずれもがあなたを攻撃する時，あるいは両方共が攻撃してこない時には，正しいことを行なっていると思って差支えない。しかし

一方から攻撃され、他方からほめられる時には注意せよ。

- 10) 戦いに巻き込まれてしまいそうだからといって、自分が正しいと信じることを決して差し控えるようなことがあってはならない。

6. 逆説^{パラドックス}

- 1) 互いに相矛盾するように見える逆説的な特徴を兼ねそなえていることは大切である。
- 2) 自分の組織にとって重要な、本質的要素を堅持し続けるように。
- 3) 今行なっていることが事態をいっそう悪化させていることに気づく場合には、できるだけそれを行なわないように。逆に今行なっていることが事態をいっそう良くしていると信じる場合には、それを大いに行なうように。
- 4) 過ち、誤りがはっきりした場合には、とにかくそれらを直すように努めよ。そして誤りを真実に変えうるように、できるだけ早く新しい考え方を、見解を採用せよ。
- 5) 部下が安定した雰囲気のもとに働きうるよう配慮すると共に、部下が敢えてリスクを冒しうるような環境をもつくり、力づけるという逆説^{パラドックス}を実践するように。
- 6) 根拠のない不当な非難、中傷を受けて意気消沈し、何一つ手をつけえないほどに落胆しきっている時には、自分の怒りをありのまま手紙に書きつけ、ウップンを晴らすように。但し、それは発送しないように。
- 7) 敵に対して何一つ説明する必要はない。かれらが望んでいるのは、ただ喧嘩とから騒ぎだけである。もしあなたが説明すればかれらの思う壺であって、かれらはさらにそれをもてあそぶ。しかし、何一つ説明しなければ、かれらはもはや、それ以上なす術がなくなる。
- 8) 喧嘩や論証の形で、さらに葛藤、対立を深めることをさけるように。あなたにはそのために時間などないはずである。

注

1. リーダーシップの定義としては数多くあるが、とくに二つをとりあげるにとどめる。「リーダーシップとは、特定の目標ないし諸目標の達成に向けられた集団場面の、コミュニケーション過程を通じて行使される対人間的な影響である。」(R.

Tannenbaum)

「リーダーシップとは、部下と親しく積極的に協働して、すでに決定された計画と職務に、部下がその行動を適合するように指導し、動機づけ、部下の感情と部下が計画を実行するに当たって直面する諸問題を理解することである。」(W. H. Newman)

いずれにせよ、リーダーシップとは非常にあいまいで、つかみどころのない概念である。その結果、リーダーにとって従うべき明解な規則ないし様式はない。あえてあるとすれば、何らかの指針ともいうべきもので、普遍化された抽象度の高い理念であろう。このことからして、リーダーとなるべき人がマスターすべき、あるいは教わるべき術ともいうべきものが難しいといわれるのである。だからこそ、何らかの役割モデルが大いに求められている。A. リンカーンをとりあげる理由もここにある。

2. James McGregor Burns の定義。同著 *Leadership* Harper & Row, New York, 1978 参照。
3. Lee Iacocca (元クライスラー社会長) の言葉。同著「自叙伝」*an Autobiography*, Bantam Books, New York, 1984 参照。
4. W. Bennis and B. Nanus, *Leaders* Perennial Library, Harper & Row, New York, 1985 参照。
5. Thomas J. Peter の言葉。 *Thriving on Chsos*. Alfred A. Knoph, New York, 1987 参照。
6. W. Bennis and B. Nanus の言葉。注(4)参照
7. James MacGregor Burns の言葉。注(2)参照
8. 同上
9. 1860年2月27日、クーパー・インスティトゥートにおける全黨員に向けての演説。
10. Ernest Hemingway の定義。
11. これは1865年4月11日、リンカーンの最後の演説である。晩年、どれほどの悪意に満ちた批判、中傷を受けたか、それらに対してどのように対応したかなど、数年間にわたる彼の体験を要約したものである。
12. 注(2)参照。
13. Thomas J. Peters. 注(5)参照。

Leadership to meet the Challenge
of the Modern World
— a Reflection on the Leadership
of Abraham Lincoln —

Keizō Yamada

SUMMARY

I had a chance to conduct research on the theories of Organization and Leadership as well as on Behavioral Science at Georgetown University Washington D. C. from April to November 1992. On this occasion, I had a chance to read and collect materials on Abraham Lincoln.

I would like to summarize these materials including the books about Lincoln which Bill Clinton used to consult throughout his election campaign.

The contents of this article are as follows :

Introduction

- I. The Meaning of Leadership
- II. Contacts with People and Subordinates
 - 1. Obtaining of Information and Strengthening of Collaboration
 - 2. Persuasion rather than Coercion
- III. The character of the leader
 - 1. Honesty and Integrity
 - 2. Patience
 - 3. Courage
 - 4. Paradox
- IV. Endeavor
- V. Communication

I would like to develop the last two chapters later, because of lack of space here.

I hope that present and future leaders in all walks of life would be enlightened by the remarkable leadership genius of Abraham Lincoln and then will try to use that knowledge to improve their own skills.

国際シンポジウム「女性と社会」 法・国家

金城清子*

1. はじめに

産業社会から脱産業社会・高度情報化社会へという大きな社会変化の中で、産業社会に適合的であった性別役割分業には、大きな変化が生じている。現象的に見ればそれは、女性の雇用労働力化であり、家族の個人化である。

このような社会変化を背景に、1960年代からは、フェミニズム運動が展開されてきた。また国連は、1975年を国際婦人年と、1976年から1985年までを国連婦人の10年と設定して、表1のような、さまざまな活動を行って国際的な規模で男女平等の実現をめざしてきた。いわゆる先進工業国に始まったフェミニズム運動は、途上国もまきこんだ、世界的なものとなってきている。1979年には、国連で女子差別撤廃条約が採択され、男女平等実現の、つぎのような枠組みをつくりあげた。

1. 性による分業の変革し、女性の社会参加、男性の家庭参加を進めることによって、政治・経済・文化・学問研究などあらゆる分野への男女の平等参加を進める。

2. 事実上の平等 (*de facto equality*) を実現していくには、法律上の平等 (*de jure equality*) にくわえて、人々の意識変革、社会保障制度の充実、アファーマティブ・アクションの実施など、さまざまな国の、積極的な政策展開が不可欠である。

条約の批准国は、1992年現在、105ヶ国である。

本報告では、このような国際社会の動向を踏まえて、法律の改正、制度の改革など日本の政策展開について考察し、今後を展望する。

* 津田塾大学国際関係学科教授

表 1 国際婦人年以降の婦人問題企画推進本部に関する国内外の動き

	国連の動き	日本の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 (目標：平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議 (於メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部に参与を置くことを決定 婦人問題企画推進会議開催決定
1976年～1985年 (昭和51年～60年)	国連婦人の十年 (目標：平等、開発、平和)	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択	
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (於コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議 (婦人問題企画推進会議の後身)開催決定
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 婦人問題企画推進本部参与拡充
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定

(注)婦人問題企画推進本部は、内閣総理大臣(本部長)及び内閣官房長官(副本部長)以下22省庁の事務次官等(本部員)で構成されており、その事務は、内閣総理大臣官房内政審議室(婦人問題担当室)が担当している。

2. 日本の政策展開とその評価

1. 主要な政策展開

日本は、1975年には、実施機関（national machinery）として婦人問題企画推進本部を設置し、表1のように、国連の動きに呼応して、「国内行動計画」などを策定し、表面的、形式的には、忠実に政策展開を行ってきたように見える。1991年の「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定では、男女共同参画型社会の形成をうちだし、女性の積極的な社会参画（active participation）を唱っている。

さらに具体的に、つぎのような法律の制定・改正や制度改革が行われてきた。

国籍法の改正（1984年）

家庭科教育を男女同一なものとする方針決定（1984年）

男女雇用機会均等法の制定（1985年）

年金制度の改革（1985年）

育児休業法の制定（1991年）

そして現在、法制審議会民法部会身分法小委員会が、婚姻・離婚法の改正について審議を行っている。そこでの中心課題は、選択的夫婦別姓の導入とそれにとまなう戸籍制度の改編、夫婦財産制、離婚給付などである。

さらに国は、婦人週間等の各種啓蒙活動、女性の能力開発促進のための国立婦人会館の設立、婦人学級、家庭教育学級などでの社会教育の実施などの啓発活動をおこなっている。さらにアフーマティブ・アクションとして、国の審議会の女性の委員を、1995年までに15%とすることを目標として掲げている。

自治体レベルでも、「行動計画」の策定、女性政策室・女性室などを設置して、独自の政策を展開している。

2. 現状

各分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況は、1991年現在で、図1の通りである。企業などで働く女性は、雇用者全体の37.9%をし

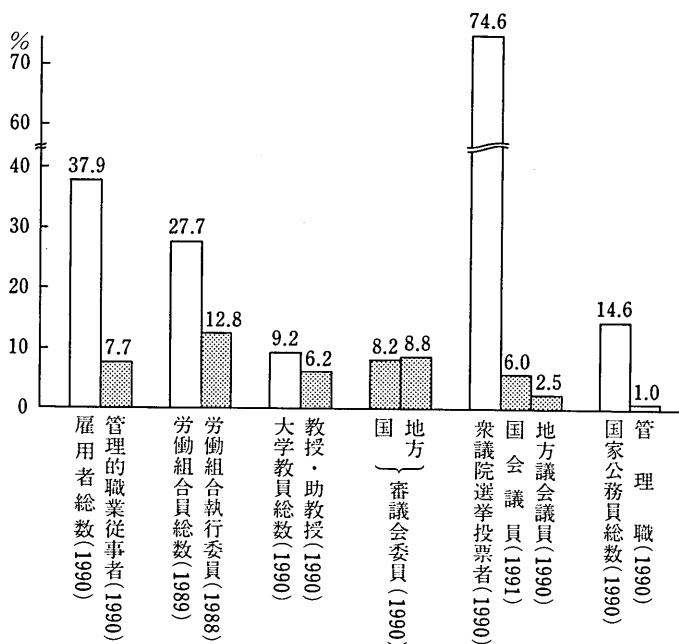


図1 各分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況

(それぞれの人数中に占める女子の割合を示す)

資料：総理府「婦人施策の指針」1991年

めているのに、管理職は7.7%にすぎない。国の政策決定にかかわる国家公務員は、全体でも14.6%と少ないうえに、管理職は、なんと1.0%にすぎないのである。

男女の賃金格差も最近のILO報告によれば、拡大の傾向にある(表2)。

これを国際的な視点から比較するために、ワシントンの人口危機委員会(Population Crisis Committee)報告を紹介しておこう。これは1988年6月、世界99ヶ国での女性の地位を比較調査して、『女性の地位の各国順位——貧困・無力・妊娠』として発表されたものである。全女性人口の92%に当たる23億人をカバーしている。この調査は、女性の地位について、5分野に分けて比較しているが、日本は「健康」が25位、「結婚と子供」が30位、「教育」が42位、「労働」が30位、「社会的平等」が51位、平均で

表2 WOMEN'S NON-AGRICULTURE PAY SCALE (Men's Pay=100)

Country	1980	1984	1988
Australia ¹	86.0	85.8	87.9
Belgium ²	69.4	74.4	75.1
Cyprus	54.3	57.9	59.1
Czechoslovakia	68.4	68.4	70.1
Denmark	84.5	84.4	82.1
France	79.2	80.7	81.8
Germany. Fed. Rep.of	72.4	72.3	73.6
Iceland	85.5	94.1	90.6
Japan	53.8	51.8	50.7
Luxembourg ²	64.7	64.9	63.1
Netherlands ²	77.9	77.0	76.7
New Zealand	77.2	78.4	80.4
Switzerland	67.6	67.2	67.4
United Kingdom	69.7	69.5	N/A

¹ Non-managerial employees

² Wage earners

Source : *International Labour Organization.1992*

は34位と、それぞれ評価されている。人口危機委員会は、日本の順位の低い主な理由は、社会的平等の分野での低い評価にあると指摘している。

3. 評価

このような現状を踏まえて、日本の男女平等政策を、客観的に評価するなら、「男女平等参画型社会」の実現という言葉にもかかわらず、具体的な政策展開は、つぎのように、極めて不十分であるといわざるをえない。

①国連では、立法・行政・司法部門、企業などの管理部門など、国および地方レベルでの意思決定過程への女性の参加を進めるための措置が必要であるとしている(ナイロビ将来戦略86, 87, 89項)が、日本では、間接的に政策決定にかかわる審議会についてだけ目標を掲げているにすぎず、直接政策決定にかかわる国家公務員などについては、抽象的なものにとど

まっている。私企業については皆無である。

②男女雇用機会均等法は、雇用におけるすべての差別を禁止しておらず、募集・採用・配置・昇進については、企業に対して平等に取り扱うよう努力義務を課したにすぎない。実効性を担保するための措置も不完全であり、強力な行政指導も行われていない。

③育児休業法は、男女が取得できる育児休業を働く人々の権利として保障した。しかし無給であるため、現実には賃金の低い女性がとる結果となる。

④性による分業の意識変革のための啓発活動は、そのほとんどが女性を対象として、賃労働につくことの動機付けを主とした、片面的なものにすぎない。男性を対象とした教育・啓発活動はほとんど行われてこなかった。

⑤年金制度の改革は、専業主婦を含めて、すべての人に基礎年金を付与したが、サラリーマンの専業主婦については、掛け金の負担を免除している。これは、パート減税、配偶者控除の引き上げ、特別配偶者控除の導入とともに、性による分業の変革よりは、女性が家庭責任をはたしながら、パートタイマーとして低賃金で働くことのインセンティブとなっている。

日本の平等実現のための施策の本質は、女性の低賃金労働市場への参入を動機づけることによって、産業にとって必要な単純労働力を創出してきたにすぎないのではなからうか。政策決定やその基盤となる高等教育への女性の参加が低く、女性が低賃金労働と家庭責任を担っており、著しい賃金格差が存在し、にもかかわらずそれを変革するためのアフーマティブ・アクションは極めて形式的なものしか存在せず、かえって社会保障制度や税制面では、家庭責任を担いつつ低賃金でパートタイマーとして働く女性を優遇しているのである。日本の驚異的といわれる経済発展を支えてきた要因の一つとして、女性が家庭責任を担いつつ、低賃金労働を提供してきたことをあげることができよう。このような女性の働き方こそ、過労死を発生させるほどの、男性の長時間労働を可能としてきたものでもある。

3. 21世紀への展望

1. 労働力不足と女性の労働

これまで日本では、雇用労働力は、着実に増加してきたが、これからは、

農村からの労働力流入も期待できなくなり、さらに出生率の低下によって、2000年をピークとして、減少に転ずると予想されている。景気後退などの一時的な攪乱要因はあるにしても、これからの日本にとって重要なことは、今から、労働力不足への対策に取り組んでいくことである。ところでヨーロッパでは、第二次世界大戦直後の復興期、さらに経済発展期に、深刻な労働力不足に直面し、それぞれ、独自の方法で乗り切ってきた。旧西ドイツは、短期滞在を原則として、外国人労働を導入した。

「西ドイツは安価な労働力をうることができ、送り出し国にとっては、失業問題の解決策と、技術移転の契機となり、その発展に役立つ」というシナリオだった。西ドイツが、安価な労働力を豊富にえることによって、驚異的な経済発展をとげたことは事実である。しかし当初の予想とは異なって、送り出し国の経済発展は進まず、多くの外国人労働者は帰国しないで、西ドイツにとどまることを選択した。そのことが、今日、さまざまな社会問題、民族間問題を引き起こしている。

いっぽうスウェーデンでは、女性の労働力化を進めてきた。そのためには、「男は仕事、女は家庭」という性による分業を変革し、あらゆる場で男女平等を実現していかなければならないとし、女性ではなく、男女が家庭と仕事を両立していくことができるように、労働時間の短縮、両親休暇の制度化、保育所の充実、高齢者介護の社会化など、それまでの社会システムを根本的に変革する努力を続けたのである。スウェーデンが、男女平等の先進国である背景にはこんな事情がある。外国人労働者の導入に比べて、女性の本格的な労働力化は、一時的にみれば、特に企業にとって経済的なコストは高くつく。しかし長い目でみれば、より安定した社会発展につながるものであることを、この二つの国の経験は物語っている。これからの日本の選択にあたっては、このような過去の経験を学ぶ必要があるだろう。

2. 効率・能率優先施策の転換と女性

日本も、21世紀には本格的な高齢化社会を迎えることになる。これまでのように、効率・能率のみを重視し、GDPの極大化をはかる政策には限界があるだろう。国をはじめとしてあらゆる分野に、協力や協調といった価値観を反映した政策展開が不可欠となってくるだろう。そのためには、子供の養育や高齢者の介護を担うことによって、そのような価値観を育んできた

女性が、政策決定にかかわっていくことが重要である。男女共同参画型社会を形成していくことは、21世紀にふさわしい社会を形成していく基盤となるであろう。

なお本稿は1992年12月11日、国際基督教大学において開催された第12回国際シンポジウム「女性と社会」(共催 本研究所, 国際基督教大学社会科学研究所)で提出された報告レジメである。

Nation and Law

Kiyoko Kinjō

Japan's transition from an industrial society to a post-industrial society has led to a new outlook on gender roles or relationship between males and females.

The U. N. in 1979 focused on bringing to reality the principle of equality between men and women. The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women was adopted.

In Japan, as a respond to U. N. activities, active participation of women was encouraged. In concrete terms, revision of laws and systems such as Japanese Nationals Act, and discussion about family register system had been done.

However, the recent situation of participation in the policy-making process by women is not sufficient. This situation tells us that the concrete policy implementation in Japan is not effective.

The substance of Japanese policy for equalization among men and women does not include putting women into policy-making activities, but to remain as office-workers.

In the future Japan will confront the problem of labor shortage which is connected with the situation of women workers.

福祉国家の神学的考察

宮川 俊行*

はじめに

キリスト教は「福祉国家」をどう見るか。本稿は「カトリック神学」の立場からこの問題を取り上げる。歴史的に見てもカトリック教会が長期にわたって世界各地で行ってきた慈善事業, 社会的弱者の救済活動は現代社会福祉の源泉の一つであったし, 現在においても, 社会福祉事業はカトリック教会が力を入れている重要な領域の一つであり, それはわが国においても例外ではない。ここではこのような歴史や現状はさておいて, そもそもキリスト教は現代の「福祉国家」をどのようなものと理解した上でそれにどう対応しようとしているか, それをどのような理由で批判し, あるいはどのような理由で, また場合によってはどのような条件下に肯定するものであるか, 「福祉国家」なるものの意義とまた場合によってはその限界をどのように見ているか, などの理論的考察を紙幅の許す範囲で簡単に行おうというのである。

そこで以下, まず「福祉国家」の概念規定を行い(一), 次に「福祉国家」論のために必要なキリスト教社会哲学・神学の基本的諸原理を簡単に確認(二)した上で, 「福祉国家」の神学的考察を行う(三)ことにしよう。

一 「福祉国家」

1 「福祉国家」の二つのタイプ

「福祉国家(Wohlfahrtsstaat, Welfare state)」とは政治的・社会的自由と民主主義を基本前提とし, 政府の積極的介入による国民の富・所得の平均化を意識しつつ, 全国民の最低生活の保障を中心にした制度的社会福祉

* 純心女子短期大学教授

の充実を課題としている資本主義体制的国家で「社会国家(Sozialstaat)」とも呼ばれる。広く国民全体の福祉を向上させることを実定法上国家の義務とするが、具体的に何を基準としているかによって理念型としての二つのタイプの「福祉国家」を区別することができよう。

A) 国家の社会福祉活動の対象を国民の中の「社会的要援助者」に限定し、その救済や保護を図るもの。援助の対象を様々な事情で自立的な生活が困難な個人に限定し、これら「社会的弱者」と受けとめられる者に保護と援助を与え、その国の基準による「最低程度」の人間らしい生活を保障しようとするものである。国民の中の誰であってもこのような「社会的要援助者」となれば、また「社会的要援助者」である間だけ、また必要の程度に応じてギリギリの援助が与えられる。国家はこのような最低程度の生活を全国民に保障するわけである。「最低生活保障型福祉国家」である。以下、「救助型福祉国家」と呼ぶことにしよう。

福祉国家においてはこのような社会的弱者が救済を「国家から求める権利」をもつ者であることが重要とされる。何らかの理由によって自力での一定水準の生活の維持が不可能ないし非常に難渋である場合、他の種の国家にあっては放置されたり場合によっては刑罰の対象とさえされたり、たとい救助の対象にされるとしても恩恵的な「上から下へ」の色彩の伴いがちな対応であったり、親族間や近隣者間の自然発生的な相互扶助活動、あるいは宗教団体などによる慈善・博愛活動の対象としてとかく偶然的性格の避けられないものであったりする。生活困難者を対象に「法律に基づいて」国家的援助を行うことも近代国家でも福祉国家誕生前に既に行われていた。しかしそこでは援助の内容、範囲も厳しく制限され、露骨に劣等者として取り扱うものであった。これに対し福祉国家においては全国民には人権の重要なものとして生存権があり、国はこれに対して生活困難に陥った者が必要とする効果的救済手段を講ずる実定法上直接的な責任を負う、というのである。要援助者は支援を「権利」として国家に対して要求できるところに福祉国家の特質があるとされるのである。

B) 社会福祉活動の対象を国民「全員」とし、しかも各人が可能な限りの豊かな自己実現をし生涯快適で人間らしい生活を送るのに必要なすべての物質的支援を供給するよう国家は努力する義務がある、とするもの。国家は国民の全員に極大の物質的福祉が実現するよう社会的サービスを提供す

る直接責任を負うものとされる。最低生活の保障の約束はあるがアクセントはむしろ国の物的福祉の増大を図り全国民の福祉の極大化を意図し、従って保障される最低生活を「可能な限りレベルアップする」ことを目指す点に置かれる。ここでは二種のサービスが区別され、両者は統合的に運営される。まず、一般的サービス(*general services*)がある。これはすべての国民のためのもの。国民のすべてがその必要に応じて利用できる。すべての国民に共通する平均的要求に対して機会均等に提供されるサービスである。第二は特殊的服务(*special services*)である。これは一般的サービスだけでは要求を満たしえないような特殊な生活困難をもつ国民に対する補完的社会的サービスである。国家の福祉活動の対象は「すべての」国民であるから、一般的サービスだけでは十分な福祉の手段になりえない特別な階層(老人、児童、心身障害者、未婚の母とその子など特殊な条件をもつ国民)には当然その特別な生活条件に対応するサービスが一般的サービスの補足として必要ということにもなるのである。国家の社会福祉活動の対象がすべての国民であるというところにその特色がある以上、福祉サービスとしてはあくまで一般的サービスが優先され、特殊的服务はこれに従属し補完するものと解される。

このタイプの「福祉国家」の特色は国民各々の最大の幸せの社会的条件を国家的に「最大限」に整えようとするところにある。個人の尊厳、人間性の尊重が謳われ、可能な限り豊かな自己実現の機会が万人に与えられ、極大の福祉が実現されるべきであり、国家はそのための助けを与えるべきである、とされる。例えば所得保障としての社会保障をはじめ、高度の住宅政策、保険、治療より予防を重視した医療、高度の教育、様々の文化面での配慮など国民生活の各方面にわたって社会的サービスが拡大され、生活を質的に高めていくことが目指される。こうして国民が例外なく「揺りかごから墓場まで」そのライフサイクルの全過程で国家から生活面の全般にわたって至れり尽くせりの援助を受ける実定法上の「権利」をもち、可能な限り高い質の生涯を確実に送れる理想社会たらんとする国家である。これは「理想社会志向型福祉国家」であり「サービス供給国家」である。以下略して「楽園志向型福祉国家」と呼ぶことにしよう。

2 福祉国家：「楽園志向型福祉国家」

このように福祉国家は理念的に「救助型福祉国家」と「楽園志向型福祉国家」に区別され、現実にもその各々が独立のものとして存在しうる。

しかし歴史的には「救助型福祉国家」より「楽園志向型福祉国家」への発展は自然の流れであった。顕現的には「救助型福祉国家」の形で出発する福祉国家は当初から含蓄的には「楽園志向型福祉国家」であったと言える。その論理に従う限り福祉国家は結局「楽園志向型福祉国家」でしかありえないということである。「救助型福祉国家」において実定法上の「権利」として保証される「最低限度の生活」はその内容上より豊富・高度のものにと徐々に変わっていく必然性をもっており、最高レベルに達するまでは留まるところを知らないからである。例えば、日本国憲法第二十五条第一項で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活の権利」が「生存権」として「救助型福祉国家」日本国政府によって「社会的弱者」に対して保障されるべきものであるとしよう。憲法に言う「生存権」が十分に意味のあるものとして保証されねばならぬなら、それは栄養・住居、並びに保健のような「基本的・基礎的物質的ニーズ」の充足を求めるものには留まりえないで、更に教育、余暇、レクリエーション、生活の保全などの「基礎的な文化的ニーズ」、そしてその上更に、基礎的なニーズを満たした後の「生活上のゆとりを求めるニーズ」の充足をも含まれねばならぬと考えられるであろう。そしてそれらは基本的・基礎的ニーズと異なりその概念上内容は際限無く質的・量的に広がっていきうるものである。従ってそれらのニーズ充足を国家に要求しうる者が「救助型福祉国家」日本国政府の援助の対象である要救助者であるというのなら、まさに国民の誰もが該当者になってしまう。こうして「救助型福祉国家」は国民「全員」にこのような「人間らしい」生活を保障する「楽園志向型福祉国家」へと否応無しに発展してしまう。

また社会的弱者のみの救済から出発しても生活問題をより合理的に解決しようとするれば内在的論理の必然によって国民全員の福祉向上を目指すようにならざるをえない。弱者救済において中心問題とされた貧困も原因が個人でなく社会の経済機構、制度そのものにある場合が少なくないこと、また貧困は病気、無知、失業、不潔・狭隘な住宅事情、劣悪な品性、不健全な家庭状況、心身障害、など別種の問題と不可分にからまり合っている

ことも多いことから、問題を根本的に解決するとか、問題の発生を予防するとかの努力を徹底的・合理的に行おうとすれば最後には国民全体の生活の質向上と福祉極大化を目指すというところに行き着くことになる。

最高の段階の豊かな自己実現を目指し、個人の尊厳と人間の尊厳にふさわしい健康で文化的で快適な生活を国民全員に生涯にわたって保障するという「楽園志向型福祉国家」は地上の楽園として多くの人々を惹き付ける魅力も備えており、理想国家としてこれの実現を図ろうとする考えも出てくる。特に近代工業化の進展と共に一般化してきた核家族化、高齢化社会の進行、環境汚染の問題の深刻化などによって生存上の諸困難に陥る可能性は誰においても考えられることが実感としてひしひしと感じられるような時代にあっては「楽園志向型福祉国家」はますます理想的国家と考えられるようになってくる。

二 キリスト教的諸原理

1 神の像としての人間¹

「神は自分のかたちに人を創造した」(創 1:27)という「神の像」としての人間観がキリスト教の人間観である。「神の像」とは自由な、自己の行為に責任をもった存在すなわち人格としての人間の価値が神から与えられている価値だ、という意味である。人間一人一人が人格存在性の中に自己のかけがえのない固有の価値をもち、それはその当人と神との関係だけにより決まる絶対的な価値である。この価値の基礎は神の愛の対象であり神の像であるペルソナであるという「存在」にある。その人の人間としてのかけ替えのない「存在」はその人だけのものであり、決して変化しない。それは性別や発育段階、能力や資質、健康状態、障害などのあるなし、社会における業績、地位、身分などとは関係がない。ペルソナとして、万人には平等の価値がある。ペルソナとして万人は一人一人がかけ替えのない尊厳を備え神の愛の対象である。

2 人格の尊厳

ところで人間は完成した存在として創造されているのではない。自己の責任において自分自身を形作り、自己を完成の方向に押し進めていくべき存在である。ゆえに人間には自由が与えられており、自己決定ができ自己

の在り方を自由に選べるのである。こうして人間に独自の世界としての倫理道徳の世界が生まれる。

人間にはペルソナとしての自己の尊厳に相応しい在り方への天与の権利がある。その権利は何ものによっても妨げられてはならない。またその権利の実現のために人は必要な助けを他者に求めることができる。

人はまず、自己の人格の尊厳に相応しく生き、且つ行為しなければならない。

また、人間を人格の尊厳に相応しく取り扱わなければならない。

また人間の尊厳が最も尊重されるような社会を作っていかなければならない。人間の人格の尊厳に相応しい生存が不可能である、あるいは非常に困難であるような状況を故意に引き起こしてはならないし、また他人がそのような状況に陥って自力で脱出できないでいるときこれを救出する努力を可能な限り行わなければならない。

人格の尊厳の尊重は普遍的な倫理の要求である。万人は常にこの要求の下にある。すなわち人間は誰もがいつでもどこでも自己の人格の尊厳に相応しく行為しなければならないし、他人を人格の尊厳に相応しく取り扱わねばならないし、人格の尊厳が重んじられるような社会を形成していかなければならないのである。また人格の尊厳に相応しい生存を不可能にしたり非常に困難にするような生存条件にからまれて自力で脱出できない状態にある他人を故意に放置しておいてはいけぬのである。

3 人間と社会

a) 人間における個人性と社会性

人格である人間は理性と自由意志を備えた固有の自立的存在である。しかしまた人格である人間は他者に対して開かれ交わることのできる存在であり、他者による補完を必要としていると同時に他者を補完する能力をも備えている。こうして人格としての人間において個人性(individualitas)と社会性(socialitas)の両面が区別される。

b) 連帯性の原則(the principle of solidarity)

これらの片方を無視し個人性または社会性の一方を絶対視する個人主義的、または全体主義的社会観に対してカトリック社会倫理学が取るのは連帯主義的社会観(Solidarism)である²。これは個人性と社会性すなわち他者

との共同存在性を等しく尊重しつつその相互関連と内的依存関係を中心に据えながら社会とは何かを理解しようとする。この考え方がいわゆる「連帯性の原則」であり個人に固有の価値と社会に固有の価値を認めた上で相互の内的で密接な均衡的関わりを問題にするのである。個人と社会との間には根元的で固有の相互的結び付きと依存関係がある。この原則によれば、一方において社会は一人一人の成員の善のために存在するのであり、従って成員の善の促進のために仕え、一定の援助を与えなければならない。しかし他方、成員は社会に対して、その成立や順当な発展活動のために寄与し必要なものを提供しなければならない。そしてまた社会の各成員は相互に配慮し合い助け合わなければならない。社会と成員の間にも、成員相互の間にも緊密な連帯があり相互依存があるからである。

この原則を更に具体化すれば次のようになる³。人間はトマス主義的理解によれば質料形相論的存在構造をもっている。人間は霊肉の一体存在であるが、これを実体的形相の観点から捉えるとき人格であり、質料的存在原理から捉えるとき個体である。こうして人間は人格であり同時に個体でもある霊肉の一体存在である、ということになる。ここから個人と社会との関係にも二面が区別される。人格としての個人は社会に優越する。社会は人格としての個人の完成のために存在し、これに奉仕するための手段である。これに対し個体としての個人は全体としての社会を構成する部分である。従って「全体は部分に優越する」というアリストテレスの法則に基づき、個体としての個人は社会に従属する。論理的にも社会が優先する。公益は私益に優先するので個体としての個人は公共善に従属奉仕しなければならない。

c) 補助性の原則 (the principle of subsidiarity)⁴

社会と個人との関係を巡る問題でキリスト教社会倫理学で重視されてきた原則に更に「補助性の原則」がある。個人は自由の真の主体であり目的であり、自らを自己の責任下に独自の仕方発展させていく天与の権利及び義務をもつので社会はこのような独自性と独自の活動を妨げてはならず、必要な支えを与えなければならない、と考える。同様な関係は上位の社会と下位の社会にもある、とされる。こうして例えば、国家が地方自治体の行うべきこと、また行えることを取り上げて自らこれを行うとか、国家の細胞共同体である家族の課題である事柄を国や地方自治体に取り上げ

て自分が行う、などのことはこの原則に反するように、社会は個人が自らに固有で可能な活動を自ら為すのを妨害したり、発展を邪魔したりしてはならないのである。社会ないし上位社会は個人や下位社会の自立を尊重し過度の干渉をしてはならないし、自己の課題の達成のための努力を環境整備や援助や補助あるいは状況調整などで支えなければならない。

三 「福祉国家」の諸問題

1 社会的弱者の保護・援助

a) 福祉国家が「社会的弱者」の少なくとも最低レベルでの人間的生存を保障しその保護と援助の最終的責任を負うものであることを自覚している点は正しい。

他人の助力無しには生物学的生命の維持すら絶対不可能であるような絶対弱者の状態に人間はある時期に例外なく誰もが置かれる。例えば胎児・幼児期。死期の迫った病人。終身的にこの状態に留まる者もある。例えば生涯の重度身体障害者。しかし様々の理由からこれに類する絶対弱者に近い状態に少なくともある期間置かれる可能性はこの世界にある限り誰にも排除できない。重い傷病や、障害、あるいは家庭や社会の状況が、あるいは経済的な事情がその者の「人格の尊厳に相応しい生存を深刻に妨害し」「自力でのそこからの解放」が不可能であるような状況である。このような場合、人格の尊厳に相応しい生存実現のために必要な最低限度の援助を求める自然法上の権利がその者にはある。

このような要援助者の援助が実効的に遂行されるよう配慮することは究極的には完全共同体(societas perfecta), すなわち総体社会(die Gesamtgesellschaft)としての個別的主権国家⁵が引き受けなければならない責任となる。国家は成員の人格としての完成に奉仕すべき総体社会であるから成員の人格の尊厳に相応しい生存が可能な社会的状態を最終的に保障することは自然法が国家の重要な責任とするものである⁶。権利義務の関係が自然法上のものである以上、このような関係が相応しく実現されないとき結局国家の荒廃ないし弱体化という形で現れてこざるをえないであろう。

b) しかし国がこの課題をどのような形で果すかは別の問題である。

i) 福祉国家においては国家が「制度的に」これに対応しようとする。国民の中のこのような社会的要援助者全員に、しかもそのような要援助者

である限りの者に実定法上の権利として少なくとも必要な最低限の物質的保障を受ける権利を認めている。わが国においても「国家責任の原則」に基づき地方自治体に協力させつつ国家が活動の究極主体としてこの活動を展開している。すなわちここに見られるのは「法律的社会福祉」である。民間団体の経営する社会福祉施設はあっても法律によって委託され税金を財源とする措置費によって運営されている。

ii) キリスト教社会哲学は「補助性の原則」を基にこれには批判的である。

人格存在である人は本性的に共同存在体としての一面をもち、物質的・精神的な多様な要求を満たすべく、それらを追及する部分社会である諸共同体を形成しその中で生き、活動を展開する。国家はこれら多様な共同体の間に人間人格の完成に適合した秩序を生み出すことを専らその任とした特別な社会、つまり直接的に目的追及を行う各個人や諸部分社会の活動の調整・統合を通じてこれを「間接的に」追及し最大限に公共の善益すなわち物質的・精神的善益が現実化するように配慮する責任を負う完全社会である。従って国家が制度的に国民一人一人の最大の社会的福祉実現に「直接的に」関わってくるなどというのは国家の正しい在り方を逸脱している。国家は部分社会を通しての人間の自己実現の活動を肩代わりすべきものではない。人格には自然法上最高に豊かな自己実現を目指す権利があり人格の尊厳に相応しい生存の権利はあるが、これは国家が実定法的に個々人と直接関わり合い義務付けられるといった類の事柄ではない。

要援助者の支援はそもそも自然法上の人間の義務であるから、何よりも自発的な相互扶助として行われるべきであると考えるのである。すなわち基礎社会である家族をはじめとする人間の自助組織的中間社会の活動として行われるのが原則であると考え。家族、親族、同じ地域に生活する者、同じ職業に従事する者、共通の教団に属する者などの間には自然に連帯感が生まれる。この連帯意識、隣人意識に基礎を置く、隣人愛と同情と責任感からの支援である。困難に遭遇した者を相互に助け合うという相互扶助の精神はこれらの共同体において成員相互を結び付けているものでありまた結び付けるべきものである。ここでの国家の責任は先ずこのようなふれあいの場、すなわち自助的な中間共同体(*interpositae societates, intermediate communities*)を育成し、免税措置その他の方法で必要に応じてその

実効的機能化を側面から支援するところにある⁷。

このような連帯意識に基礎を置く福祉活動は家族、親族、近隣地域、同一信仰、同一職業などという狭い範囲の仲間間のもに留まるという限界をもっているから、これを補うものとして、宗教的動機、あるいはその他の特別な思想や動機に基づき、少なくとも公共善に矛盾しないような形で自発的に自己財源による支援を意図して、「より普遍的に」要援助者に関わる慈善・博愛事業の存在も不可欠である。国家はこのようにいろいろな動機からの、民間レベルでの支援活動への熱意や関心が喚起されるような状況をつくり出し、必要に応じてその活動を側面から助けなければならない。例えばこのような施設や事業への国民からの直接的な寄付に対して免税措置を講じることなどによって活動の活性化が図られよう。

これらのいろいろの動機からのさまざまなレベルにおける社会的要援助者の救助が相互の摩擦無く、実効的に、偏りなく、また過不足なく、公平に行われるようにこれら社会福祉的諸活動を尊重し、健全に育成し、その強化を図り、調和的展開を助けることこそが国家の優先課題である。完全雇用を目指すとか経済成長を図るとかあるいは既に触れたように税制上の便宜を図るとかによって「間接的に」関わりつつ、要援助者にきめ細かいサービスが届くように配慮するのである⁸。

iii)しかし福祉国家はこれに対し自ら直接乗り出して代わりにこれらの活動を引き受けてしまい、それによって、緊密な共同体の一員同士としてぬくもりのある関係をより強め、連帯感の中にこの弱者を支えて共に生きていこうとする関係者の意志を無意味化し、またさまざまな動機からこの弱者を支えるに際して創意と工夫の中にいろいろな努力が試みられる可能性を奪ってしまう。例えば、そこでは慈善行為の場がなくなる。他者のための犠牲と奉仕のよろこびもまた他方他人に世話になることによりその人に依存しこれに感謝するという人間的関わりも無くなる。すべては国家との間の権利と義務の関係になる。このような状況を生み出す福祉国家は自然法の求める国家の在り方を外れたものである⁹。国家は個人や諸中間共同体、中間社会の行動意欲や責任感を抑圧したり行動の機会を奪ってはならない。

たしかに「組織化され」、「確実また迅速に」、「必要である限りのあらゆる実効的支援」を与え人格の尊厳に相応しい生存を可能にするという「安

定した保障力」は必要である。だがそのためには国家の法律と財源に基づく「直接的」介入は必要なく「間接的」で賢明な関与によって要援助者に必要な支援を与え効果的救済を実現することは充分できるのである¹⁰。

2 社会的連帯による全国民の生活水準の向上

a) 福祉国家には所得分配における社会的公正を実現しようとする意図がある。資本主義の市場機構が否応無しにもたらす不条理な所得分配を所得再分配を通して公正化し平準化することが目指されるのである。これはキリスト教社会哲学の立場から見て、国民の経済的社会的連帯性を強めているものとして注目される。

福祉国家では財政という公権力介入によって生活水準の平均化を実現しようとする。租税制度、特に源泉によって異なる種類の税率の適用や、高率の累進課税の適用によって、高所得層から低所得層への所得再分配を目指すのである。既に「救助型福祉国家」において弱者救援の財源は実質的には富裕層からの累進度の高い税収となろう。「楽園志向型福祉国家」の場合、高福祉は当然高負担を必要とするがそこでもまた特に富裕層の負担は累進的に非常に重いものとなる。しかも特にここで膨大になる公共財の費用負担などは実質的には国家の富裕層のみのものとなるであろう。国民の生活や健康を火事、水害、地震、台風、火山噴火、水や大気の汚染、伝染病、騒音、臭気、不当な妨害などから保護することや、歩行者、自転車利用者、自動車のための道路の整備、上下水道の供給、ゴミの收拾処理、公園やオープンな緑地の確保をはじめ、芸術や文化の促進、そして交通、通信網の整備、様々の保健サービスの提供、病院の整備、教育の促進、レクリエーション施設などのサービスは低所得者層にとっては殆ど自ら費用を負担することなく恩恵のみを受けることになると考えられる。こうして実質的には富者から低所得層への財の移転が見られ所得の平等化が図られているわけである。

b) キリスト教は財の私有は認めるがすべての財は神のものであり、この世で所有権をもつことは神からその財の管理を委ねられたことを意味すると解する。正当に所有されている財であってもその使用は公共善に反しないことが求められる。また公共善のためにも用いられねばならない。「自然法に従えば、すべては共同のものである」(Thomas Aquinas, *Summa*

Theologiae, II-II, q.66, a.2)ということになる。地上の富は人類全体に与えられたもの、人類全体のためのものである¹¹。従って資本主義的な私有制絶対性や私有権絶対性の考え方は退けられる。労働の成果である財はその活動主体に帰属することは認めるが獲得した富の社会的還元義務をも強調する。処分権は所有権の本質的要素であるから贈与（遺産）の正当性は認められるが所有する財産のうち自らの労働と努力によって獲得されたものと贈与や相続によって獲得したものは同じでないから社会的還元の問題となれば違いがはっきり現れてくるのも当然（例えば高率の相続税）とされる。キリスト教社会論の配分的正義論は地上の財は少なくとも万人に人間の尊厳に相応しい最低度の生存を可能ならしめるように適切に配分されなければならないと考える。そしてまた累進課税を正しいものとする。こうして大所有の拡散と無産者の財産形成が目指すべき方向とされるのである。

c) 福祉国家においては同じ国民であるからという理由で富める者から当然の貢献として累進的に取り上げられたものが、貧しい者には当然の権利として受け取るべきものとして配られる形になっている。これは「救助型福祉国家」においてはっきり見られる考え方であるが更に「楽園志向型福祉国家」においては連帯関係はより鮮明となっている。国民の各々が自分の労働の成果によって各自バラバラの生活をするのではなく国民の挙げた労働の成果はプールされ、できるだけ平均的に国民全員に還元されるように、として国民全体が協力して全員の最低生活を保障するだけでなくその内容を向上させていこう、すなわち全員が協力して全体の物質的福祉の質を高めていこうとしている、とも解されるのである。

能力に応じての社会への貢献は本来社会的存在としての人格が「自発的に」行うべきものである。その際の動機はさまざまであろう。連帯意識に基づくものもあるだろうし宗教的信条に基づいて社会への奉仕、貧者の救済のための犠牲に熱意を燃やす者もいるだろう。売名を考える人もいるはずである。税制上の優遇措置などがあれば貢献はもっと盛んに行われるだろう。それゆえ、福祉国家における場合のように制度によって法律の力で「強制的に」作り上げられた法律的社会的連帯性は大きい問題があると判断されるのであるが、それにも拘らず、もしこれを基礎として「連帯性の原則」と調和するような自然法的共同体意識が芽生え成長して行きうるもの

であれば、キリスト教の立場から見ても高い評価に値すると考えられる。

3 「救助型福祉国家」と「楽園志向型福祉国家」

a) 上述のように福祉国家は結局は「楽園志向型福祉国家」であるが「救助型福祉国家」として独立して存在することも可能である。福祉国家である以上何れも社会的要援助者の支援を国家の本質的課題としている。ただ両者において要援助者とされる者、また供給されるサービスが違う。キリスト教の社会論の立場から見てこの問題はどうか考えられるか。

人格の尊厳に相応しい生存が妨げられる状況に陥り、そこからの自力での脱出が不可能ないし非常に困難であるとされる者、というのが自然法的に見て問題なしとされる福祉国家の援助の客体である。

人格の尊厳に相応しい生存の権利が究極的な自然法的基礎である。具体的にその内容が何であるか、従ってどのような状況が人格の尊厳にふさわしい生存を妨げるものとされるか、の議論にここでは立ち入らないが、人間本性が判断の基準となる以上「基本的には」その内容が普遍的であることには留意の必要があろう。厳密にはそれは必要以上のものでも必要以下のものでもない「本質的要素より成る」ものとして文化的状況には左右されずあらゆる状況において通用すべきものである。

自然法上国家が保障を義務付けられるのはどの程度の救援かも当然これに対応して決定されることになる。すなわち「ヒューマン・ミニマム」とでも言うべきものの保障ということになるであろう。具体的には福祉国家の活動は実定法秩序において展開され、用いられる社会福祉資源は国のものだからナショナル・ミニマムは国によって違ってくるのは避けられない。ミニマムはもともと相対概念であり基準設定にあたっては時代的・文化的変化を考慮しなければならないであろう。こうして特定の福祉国家が実定法上義務付けられている援助の内容が自然法上最低限及び最高限とされるものと多少のズレをもってくることも避けられない。しかしそのズレには許容限度があるのは当然である。その意味で「救助型福祉国家」が自然法の要求に「より調和的」でありうるものであることは明らかであろう。先に見たように「救助型福祉国家」が制度と法律によって直接的に社会的要援助者の支援を行おうとすることはおかしいが、国民全員に人格の尊厳に相応しい、ヒューマン・ミニマムを基準とするナショナル・ミニマムが確

保されるよう配慮する最終的な責任を国家は負っていると考えているのは正しいのである。

b) 他方、「楽園志向型福祉国家」にあつては国家が本来総体社会として自然法上義務付けられている社会的弱者の救援内容を遥かに超えるものを供給するよう実定法上義務付けられるということになっており自然法理論から見ると甚だ不健全な国家体制である。

「楽園志向型福祉国家」においては国民のすべてに可能な限り豊かな自己実現を目指し人間らしい生活を送るのに必要なあらゆる物質的支援を与えるような国家が理想とされている。それは普通同時に文化国家とも考えられている。そこではあらゆる人間的価値が保護され、育成され、適当な方法をもって促進されるようにすることの責任を国家が負うべきものと考えられている。これらの理想国家観はキリスト教の国家観とも矛盾しない。自然法的に見ても、国家はもともと人格の完成に仕えるものとして公共の福祉を志向すべきものである。人間の尊厳に相応しい生存は物質的諸条件次第で不可能にされたり、深刻に妨害されたり大いに助けられたりする。尊厳にふさわしい生存を国家が可能な限り物質的条件を整えることを通して国民全員に保証しようとする事自体は当然の事柄である。しかもすべての国民にできるだけ平等の、しかもできるだけ高い質の生存を保障していこうという責任をもつ国家は自然法の要求にも叶っている国家である。第二ヴァチカン公会議も現世における人間の活動は神による神の国実現に際して素材として用いられるものとする。それは勿論神によって罪から浄化され、不完全性を正され、高められ、完成されなければならない面を多く含むものであるにせよ神の国と無関係なものではない。従って人間には地上での可能な限りの理想的国家の形成の努力は強く求められるものである。

たしかに国家は実定法秩序で機能する以上、「楽園志向型福祉国家」を形成するかどうかは国民の行う自由な選択の問題である。平等で最高に豊かで極大の福祉を全国民に保障してくれるような国家を作るというのも、資源を軍備の保持・増大に用いる戦争国家(warfare state)でなく福祉国家(welfare state)でありたいとするのもそれ自体としては優れた選択であろう。

だが問題の第一は上に見た通り「補助性の原則」を無視して国家が全国

民にこのような福祉の極大を与えるべく「直接的」介入を行うべきものとしていることである。そして更に次の諸問題点が指摘されよう。

i) キリスト教神学は地球の資源が神によって全人類に与えられたものであると考える。地球的規模、全人類の規模での福祉の視点は決して見失われてはならないとするから、「楽園志向型福祉国家」は利己的一国福祉国家主義として批判される。ヒューマン・ミニマムを基準にしたワールド・ミニマムの保障こそがそもそも人類の課題である。

ii) 「楽園志向型福祉国家」の底に潜む経済第一主義すなわち物質主義思想に問題がある。そこでは人間の幸せは物質的豊かさにある、あるいは少なくとも物質的な富が人間の幸福への絶対必要条件であると考えられ、国民の間に精神的・人格的価値への無関心・冷淡をばひこらせ、さまざまな退廃を生むことになる。人間には完全な幸福への願望がある。キリスト教の理解によればこれは神との一致による完成と完全な幸福状態へと招かれているところに基づく。しかし霊肉的存在である人間にとってこの地上における過渡的で有限な幸福でさえ、精神的次元なしにはありえない。物質的条件の影響が小さくないのはたしかではあるが、物質的に豊かでなければ幸福でありえないとか、豊かになりさえすれば他の問題は簡単に解決するというようなものでないことも確実である。しかしこの物質主義においては人格存在である人間の幸福の問題が物質的条件によって形成される福祉の問題に還元されてしまっているのである。

物質的豊かさへの欲求は限度を知らないから要求は次から次にエスカレートしていく。その結果「楽園志向型福祉国家」ではかえって豊かさがますます不満をもたらすということにもなってくる。豊かになっても満ち足りることを知らず、なおの豊かさを求めるのが人間である。豊かさの中で不満増大である。最近、深刻な地球の環境問題が世界的に関心を集めている。その一方先進諸国で福祉支出が絶対的にも相対的にも増大し福祉見直しに追込まれているところが続出している。キリスト教の判断ではこれらは本来「楽園志向型福祉国家」そのものの論理に内在していた矛盾が露呈したものに過ぎないのである。地上的楽園幻想の破綻である¹²。

iii) 他の問題点については紙幅の都合で羅列に留める。

－あまりに富・所得の平等，機会の平等にこだわり，結局努力や冒険への熱意を喪失させ社会の活性化が失われる。

- 国家が国民の生活の全面に介入し管理国家となる危険がある。
- 自助努力、自己責任などの自覚が薄れ国家に依存する、権利意識のみ強い国民を多量に再生産することによって国家の衰微を引き起こす。

註

- 1 Cf.C.-J.Pinto de Oliveira, "Image de Dieu et dignité humaine," *Freiburger Zeitschrift für Philosophie und Theologie* 27(1980), 401-436.
- 2 Cf.O.v.Nell-Breuning, "Solidarismus," K.Rahner(Hrsg.), *Herders Theologisches Taschenlexikon VII* (Freiburg i.B.1973), 79-80; The Congregation for Catholic Education, "Guidelines for the Study and Teaching of the Church's Social Doctrine in the Formation of Priests," No.38(*L'Osservatore Romano*, 7 August 1989, p.10); S.Mosso, "'Bene commune', 'struttura di peccato', 'solidarietà' .Categorie centrali del Magistero sociale della Chiesa," I, II, *La Civiltà Cattolica* 143(1992), III, 355-364, 475-485.
- 3 Cf.J.Maritain, *La personne et le bien commun*, Paris 1947(大塚市助訳, 『公共福祉論——人格と共通善——』, エンデルレ書店 昭和27年)。
- 4 Cf.O.v.Nell-Breuning, "Subsidiarität," *Herders Theologisches taschenlexikon, VII, op.cit.*, 163-166; Guidelines, *cit.*, ibidem ;F.Furger, "Subsidiaritätsprinzip," *Theologie der Gegenwart* 33(1990), 327-335.
- 5 Cf.J.Messner, *Das Naturrecht*, 3.Aufl.(Wien 1958), 631-633. (邦訳, 但し原著第二版からのもの。ヨハネス・メスナー『自然法』, 下, 水波朗・野尻武敏訳, ドン・ボスコ社 昭和32年, 3-5頁)。世界国家, あるいは世界連邦など人類共同体の問題は捨象して主権国家によって国際社会が形成されているという現状を前提の上ここでの議論を行う。
- 6 水波朗, 「国家の本質」, 同, 『トマス主義の憲法学』(九州大学出版局 1987年) 251-286頁, 同, 『基本的人権と公共の福祉』, 九州大学出版会 1990年。
- 7 Joannes Paulus II, "Centesimus annus," (1.5.1991) No.49, *Acta Apostolicae Sedis* 83(1991), 854-856. Cf.D.Hollenbach, "Notes on Moral Theology:1991," *Theological Studies* 53(1992), 75-95, esp., 90-93. なお水波朗, 「福祉国家の法理」, 同, 『トマス主義の憲法学』, 前掲書, 365-379頁をも参照。
- 8 特にこのような弱者の支援が神の像としての人間の尊厳に基づいて求められているものであること, そして自然法により人格の尊厳にふさわしい弱者の取り扱いが厳しく求められていることが支援に際して重んじられるように配慮することは国

家の重要な責任であろう。恩恵授与的対応, 劣等者扱い, 自己決定権や自由の侵害, 差別などは弱者支援の歴史においては非常にしばしば見られたのであり, これらの反省が国家から国民は直接の福祉サービスを受ける実定法上の「権利」をもつという福祉国家の考え方を誕生させてしまったという事情をキリスト教社会福祉論は忘れることができないのである。

- 9 "Centesimus annus," No.48 (AAS, *op.cit.*, 852-4) ; D. Hollenbach "Notes," *art.cit.*, 91 f.
- 10 更に注意に値するのは法律的社会福祉は莫大な税金を無駄に使うということである。「救助型福祉国家」もだが「楽園志向型福祉国家」になるとその規模は非常に大きくなる。国民から吸い上げた高額の税金をもって福祉費をつくり, これを行政機構を通して要救助者に配分するのだから配分に携わる公務員が多数必要となるし, しかも彼らは他人の金を他人向けに使うのでかくコスト意識が薄れがちで無駄が避けられない。他方受ける側ではなるべく沢山欲しい, たとえ不必要であっても権利は権利だということになり貰い得になりがちである。援助を真に必要としている弱者に必要な福祉サービスが的確に分配されるということにならず, 国民の租税負担が過大になる一方で実効的な真の援助はなかなか実現しない, ということになる。法律的社会福祉には無駄があまりにも大きすぎるという問題がつきまとう。
- 11 Cf. Vat. II, *Gaudium et spes*, 69; A. Langner, *Menschenrechte-Staat-Gesellschaft* (Köln 1975), 35-42; Guidelines, *cit.*, No.42; Centesimus annus, Nos.30-31 (AAS, *op.cit.*, 830-832).
- 12 Cf. J. Ratzinger, "Difficulties confronting the faith in Europe today," *L'Osservatore Romano*, 24 July 1989, p.7. ここでラッツインガーは「楽園志向型福祉国家」に直接言及はしていないが現在欧米諸国を支配しているユートピア思想を幻想だとして批判している。拙稿「解放の神学の救済概念を巡って」, 『純心女子短期大学紀要』第27集(1991)をも参照。

A Theological Consideration on “the Welfare State”

Toshiyuki Miyakawa

The so-called welfare state can be divided into two types. One is a state in which the government takes the responsibility to assure the minimal social welfare of the members when in a real need. In the other type the government is expected to supply all the necessary aids for the highest possible social welfare of each and every member of the nation.

After a short remembering of several important traditional principles of the Catholic social thought, the article is devoted in its main part to tackle the essential issue of the welfare state — the concern over the social welfare of members of the nation in principle and practice.

The responsibility of the government to ensure the necessary minimal support to the members in real need for a life worthy of a human person is grave beyond doubt, and effective cooperation of all the members for the common good may be demanded reasonably.

It must be affirmed, none the less, that state intervention to assure social welfare of the members in real need is justified, in principle, only as “supplementary” to the “direct” assistance which, as far as possible, should be provided by families, neighbors and others who are closest to those in need. Excessive government involvement injures the common good and causes malfunctions and defects in the state.

〈研究ノート〉

憲法愛国情という考え方について

栗城壽夫*

1 憲法愛国情(Verfassungspatriotismus)という一見奇妙な合成語は、とりわけ政治学者のシュテルンベルガー(D. Sternberger)が一九八二年にバイエルン政治教育アカデミーにおける講演の標題としてこの言葉を使って以来たちまちのうちに普及し、且つ、定着するにいたった。シュテルンベルガーの講演は、愛国情が若い世代に合わないものとなっている事態に対する驚きから出発して、歴史的に見れば、愛国情は国民や国民国家とただちに結びつくものではなく、むしろ、自由を保障する憲法と結びつくものであったということを論証し、愛国情をこのような意味に理解すれば、それは時代に合ったものとなりうるということを主張するものであった。シュテルンベルガーは憲法が国民の共属意識をよびおこし、維持して来た実例としてアメリカとスイスとをあげ、ドイツについては国民的統合が必ずしも憲法の力によるものではないことを認めたくて、しかし、ドイツにおいても憲法愛国情(=憲法の友)が国民の多数を占めて憲法が国民の統合にとって重要な役割を果すことを期待した。ここでシュテルンベルガーが憲法という言葉で考えているのは形式的な憲法典ではなく、自由で民主的な基本秩序のことであり、憲法愛国情という言葉で考えているのは、このような自由で民主的な基本秩序に対する国民の敬愛・信奉である。

2 ドイツにおいて憲法愛国情という言葉、さらには、考え方が定着しているのは、憲法=自由で民主的な基本秩序としての基本法(Grundgesetz)が定着し、国民のコンセンサスの基礎ないし中核となって、国民統合の推進剤としての役割を果していることを反映するものであろう。それは、基本法自体が人間の尊厳を中核とする価値体系として国民の敬愛・信奉の対象となりえたということに基づいているだけでなく、さらに、戦後の西ド

* 社会正義研究所員，法学部法律学科教授

イツの政治が消極的に基本法に違反しないことを目標とするのではなく、積極的に基本法を実現することを目標として営まれてきたことにも基づいており、さらに、連邦憲法裁判所が立法府の活動を基本法を基準にして積極的にコントロールしてきたことにも基づいている。

3 しかし、また、憲法愛国心という考え方にも、問題はあつた。それは、以下の如きものである。

(i) 第一に、国家に先立って、或いは、国家をぬきにして、憲法は国民の敬愛・信奉の対象となることができ、国民統合の機能を果すことができるのか、という問題がある。如何なる態様のものであれ国家の存立そのものが第一次的なものであり、国家の存在態様としての憲法は第二次的なものではないのか、という問題である。

この問題を憲法＝自由で民主的な基本秩序の思想的根源にまで遡って考えるとすれば、結局、社会契約論の論理をふまえて考えるということになり、国家の設立、国家権力の信託、信託の条件に問するすべての人々の合意を法文化したもとのとしての憲法に基づいて始めて国家の成立が観念されるということになるのではないであろうか。

したがって、憲法愛国心の考え方をつきつめると、国家権力は憲法の明文が禁止していない如何なることもなしうるといふように考えることはおよそ許されず、国家権力は憲法の明文によって授權されていることしかなしえないといふように考えるべきだといふことになる。

しかし、果して、憲法の明文で授權されていないことを国家権力は一切なしえない、といふことができるか。とりわけ、憲法が予想していなかつた新しい状況が生じた場合にも、そういふことができるかが問題となる。そして、国家権力が憲法の明文によって授權されていない事をも行いうるとすれば、その根拠・基準が明らかにされなければならないといふことになる。

(ii) 第二に、憲法が国民のコンセンサスの基礎ないし中核となり、国民統合の推進剤としての機能を果しうるとしても、その射程距離は如何なるものか、という問題がある。即ち、憲法の国民統合力に期待するあまり、憲法規定の意味内容を拡張しすぎると、かえって、憲法の国民統合力を害することになるのではないか、という問題である。具体的には、この問題は、憲法は意味の充填された実質的価値秩序として理解されるべきか、政

治のためのルールを定めた形式的枠組みとして理解されるべきか、という問題であり、さらには、憲法裁判所は解釈によって憲法規定から導出された意味内容を根拠として政治的国家機関の判断の余地をどの程度せばめることができるか、という問題である。

この問題についても、憲法制定の基礎にある社会契約の論理をふまえて考えるとすれば、結局、社会契約の理念としての「すべての人の意思によるすべての人の人権の保障」という理念を実現するためには、それに適合した制度を設ける必要があり、そのような制度としての国民代表議会の意思が最大限尊重される必要があるが、しかし、国民代表議会の意思は「すべての人の人権の保障を志向するすべての人の意思」のなかの多数意思にすぎず、「すべての人の意思」、そのものではないということを考慮すれば、多数意思と少数意思との両方を含む「すべての人の人権の保障を志向するすべての人の意思」の貫徹のために、独立した判断を持つ憲法裁判所の活動に一定の役割が期待されなければならない、ということになり、結局、「すべての人の意思によるすべての人の人権の保障」という理念の実現に関して、国民代表議会は主たる機関であっても唯一の機関ではなく、憲法裁判所もまた、従たる役割であるにしても一定の役割を担わなければならない、ということになる。

それゆえ、憲法裁判所は、「すべての人の人権の保障を志向するすべての人の意思」の貫徹のために、相当程度国民代表議会の意思によって拘束されつつ行動しなければならず、また、一定程度独立した判断に基づいて行動しなければならず、両方の要請を調整するための適切な方法を案出して行かなければならないということになる。

(iii) 第三に、憲法愛国心という考え方には国際化の展望があるのか、という問題があり、憲法愛国心という考え方が視野に入れているのは国民或いは国家だけではないのか、という問題である。

この問題も、憲法制定の基礎にある社会契約の論理をふまえて考えれば、「すべての人の意思によるすべての人の人権の保障」という社会契約の理念そのものは人的・地域的限定を内包しているわけではないが、「人権の保障」の理念を実効的に実現するために、現実の状況としては、一定の地域に定住する「すべての人々」を単位として人権保障のための共同体が形成されているということを見捨てることはできず、結局、個別国家を基盤として

人権保障の理念の実現を推進しつつ、個別国家の対外的開放(=国内的に人権保障を実現するだけでなく、対外的にも人権保障の実現につとめること)と、国際社会全体における人権保障の理念の実現が進められなければならないということになるであろう。そうすると、国内において人権保障のために歴史上重要な役割を果たして来た国家主権をどの程度維持し、国際社会全体における人権保障のためにその国家主権をどの程度制限するか、ということが、憲法愛国心という考え方にとっても決定的な意味を持つことになる。

(iv) 憲法愛国心という考え方がドイツにおいて定着しているということは、例えば、連邦憲法裁判所判事時代はしばしば少数意見を書いて憲法裁判所の積極的活動を抑制する方向を打ち出していたヘルムート・ジモン(H. Simon)もまた憲法愛国心という考え方を自己の主張の基礎にするにいたっているということからもうかがえる。しかも、ジモンの場合、憲法愛国心が憲法を不断に発展させていくべき義務を内容とするものとして一層強調されたものとなっていることが注目される。即ち、ジモンは、憲法愛国心をもって、法治国家的・社会国家的民主政を提供及び義務として受け入れるべき国民の義務、改善可能・改善必要な秩序との批判的連帯、民主的・法治国家的・社会国家的構造を慎重に不断に発展させていく意思、を内容とするものとして理解し、このように理解された憲法愛国心(=自由で解放的な愛国心)を基礎にして、統一されたドイツ全体のための、新しい状況に即した新しい内容を盛りこんだ、新しい憲法が、全ドイツ国民の国民投票によって制定されるべきことを主張しているのである(H. Simon, *Markierungen auf dem Weg zu einer neuen gesamtdeutschen Verfassung*, in: B. Guggenberger—T. Stein (Hrsg.), *Die Verfassungsdiskussion im Jahr der deutschen Einheit*, 1991, S. 139ff)。ジモンの主張は、このようにして、憲法愛国心という考え方のドイツにおける定着ぶりと、憲法愛国心という考え方の問題性(=憲法の意味内容の射程距離の問題)とを同時にあらわにしているということができよう。

上智大学社会正義研究所活動報告 (1992年～1993年)

I 概要

上智大学社会正義研究所 (Institute for the Study of Social Justice, Sophia University) は、上智大学の建学理念のキリスト教精神に基づいて、変動する世界における諸問題を社会正義の視点より学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的として、1981年4月、設立された。

研究活動では、所員の専門分野からの個別研究をはじめた共同研究では現代社会の正義に関わる諸問題の数々を研究テーマに設定し、1～3年のプロジェクトとして研究し、その成果を年1回発行の『社会正義』紀要に発表し、刊行している。海外調査研究では、当研究所の特色として実践活動を重視する点から、その活動の一つである「世界の貧しい人々に愛の手を」の会（難民、貧しい人々への援助協力団体で当研究所下部組織）の援助対象地域を実地調査し、1981年より現在までに6回の現場調査班をアジア・アフリカ諸国に派遣している。

教育活動では、多くの国内外の専門家や研究者を招聘し、公開講演会、国際シンポジウムを開催している。1992年12月の第12回国際シンポジウムは「女性と社会」をテーマとして取り上げた。1993年度は「女性と社会正義」（仮題）の予定である。

実践活動では、前述の「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 (Sophia Relief Service) (1981年5月設立) は、全国からの寄付金によって現在までに総額約1億3千万円の資金協力を主に東アフリカの民間援助機関に行ってきた。

以上、当研究所は、研究・教育・実践の各活動の推進によって、現代社会において微力ながら社会正義の促進に寄与すべく努力する所存である。

II 所員・事務局

所長	アンセルモ・マタイス	文学部教授 (人間学, 倫理)
所員	ロジャー・ダウニィ	経済学部教授 (アジア経済論)

栗城 壽夫	法学部教授 (憲法)
松本 栄二	文学部教授 (社会福祉論)
アドルフォ・ニコラス	神学部教授 (組織神学)
大河内 繁男	法学部教授 (行政学)
武市 英雄	文学部教授 (新聞学)
渡部 清	文学部教授 (哲学)
山田 経三	経済学部教授 (組織・リーダーシップ論)
兼任所員 村井 吉敬	外国語学部教授 (東南アジア社会経済論)
客員研究員 エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ	本学非常勤講師 (人間学)
事務局 保岡 孝顕	
大竹 靖	(1992年7月1日より公開学習センターへ 人事異動、ただし12月31日まで当研究所 に出向)
西山 美穂	(1993年1月1日より3月31日まで特別 嘱託職員として採用)

研究所所在地 〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学
中央図書館・総合研究棟7階713号室
電話 03(3238)3023, 3695
FAX 03(3238)3885 (大学共用)

Ⅲ 研究活動

1. 所員研究

今年度はマタイス、山田、村井所員は一年間のサバティカル・リープにて海外研究の機会を得た。

2. 1992年度学内共同研究

「社会正義とマスメディア」

研究代表者：武市英雄 (文学部新聞学科教授)

研究分担者：ビセンテ・ボネット (文学部人間学研究室教授)、ハイメ・カスタニエダ (文学部人間学研究室教授)、マリア・コルテス (上智短期大学助教授)、栗城壽夫 (法学部法律学科教授)、春原昭彦 (文学部新聞学科教授)、今井圭子 (外国語学部国際関係副専攻教授)、

デビッド・ウェッセルズ (外国語学部国際関係副専攻教授), アンセルモ・マタイス (文学部人間学研究室教授), 保岡孝顕 (社会正義研究所)

特別参加者: 福嶋 章 (文学部心理学科教授), 町野 朔 (法学部法律学科教授), 前沢 猛 (金沢女子大学教授), 鈴木みどり (市民テレビの会), 横川和夫 (共同通信論説委員), 新聞学科大学院生, 研究生数名

研究活動:

- (1) 「プレスと人権に関する研究へのアプローチ」 '92年5月27日
武市英雄
- (2) 「報道における名誉毀損とプライバシー侵害の法的諸問題」 '92年6月24日
町野 朔
- (3) 「マスコミ報道の匿名性と人権感覚」 '92年7月22日
前沢 猛
- (4) “Communication Ethics from Asian Cultural Perspective” '92年10月28日
武市英雄
「プレス一連帯への道」
保岡孝顕
- (5) 「新聞界における倫理規制をめぐって」 '92年11月25日
春原昭彦
- (6) 公開シンポジウム「社会正義とマスメディア」 '92年12月4日
新聞学科社会正義研究所主催, 協賛
- (7) 「プレスと人権—最近の事例 (雑誌記事「PKOに從軍慰安婦?」)」 '93年2月3日
保岡孝顕, 武市英雄
- (8) 研究合宿 上智大学湘南ハイム (於) '93年3月17日~18日
「プレスの自由の憲法的保障」
栗城壽夫
「メディア協力: インドの女性たちとのネットワーキング」
鈴木みどり

IV 教育活動

1. 講演会

- ・1992年4月24日 「カトリック社会論の現代的課題」
(本学中央図書館 821 会議室)
講師 ルドルフ・ヴァイラー (ウィーン大学教授)
- ・1992年6月20日 「インドのスラムに生きる」
(本学6号館 212 会議室)
講師 ジョセフ・ブラガンザ (アーメダバード・聖ザビエル大学教授)
協力 めぐこー'南'の子どもたちの自立を支える会—
- ・1992年10月13日 「現代ニカラグアの歩みと地域共同体の貢献—国家・市民・革命」
(本学中央図書館 821 会議室)
講師 ミゲル・デスコート (メリノール会神父)
協力 本学イペロアメリカ研究所
ニカラグアに医薬品を送る会

2. 研究会・セミナー

- ・10月16日(金)～10月18日(日)
第6回平和教育全国研修会 「教育の場で“平和のために働く若者を育てる”
教師の集い」 (長野市)
共催 日本カトリック正義と平和協議会
「平和・平和教育」
相馬信夫 (カトリック司教)
- 問題提起 「オリンピックは誰のため？」
江沢正雄
- 証言1 「松代大本営について」
山根昌子
- 証言2 「差別に貫かれた私の半生」(被差別部落について)
荒井糸江
- まとめ 保岡孝顕 (社会正義研究所)
- ・1992年12月4日(金)
公開セミナー 「マスメディア・倫理・現代社会」

(本学7号館14階特別会議室)

主催 上智大学学内共同研究「社会正義とマスメディア」

社会正義研究所

協賛 文学部新聞学科

「テレビは誰のためのメディアか—女性の立場で考える」

鈴木みどり (市民テレビの会)

「少年事件とマスコミ報道のあり方」

横川和夫 (共同通信社論説委員)

「コミックの規制をめぐる」

福嶋 章 (文学部心理学科教授)

3. シンポジウム

・1992年12月11日(金)

第12回国際シンポジウム 「女性と社会」

(国際基督教大学 本部棟206号室)

主催 国際基督教大学社会科学研究所

上智大学社会正義研究所

基調報告1 「家族」

目黒依子 (上智大学)

基調報告2 「労働」

久場嬉子 (東京学芸大学)

基調報告3 「国家」

金城清子 (津田塾大学)

パネルディスカッション

カレン・シャイアー (国際基督教大学)

渡辺秀樹 (慶應義塾大学)

大沢真知子 (亜細亜大学)

廣渡清吾 (東京大学)

レスター・E・ルイーズ (国際基督教大学)

田中かず子 (国際基督教大学)

ジャクリーヌ・H・ワシレウスキー (国際基督教大学)

・1993年3月27日(土)

チェルノブイリ・チャリティ・シンポジウム

「もう黙ってはいられない 女が語る—戦争・性・核・地球—」

(上智大学中央図書館9階921号)

主催 「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク

上智大学社会正義研究所

パネルディスカッション

鶴見和子 (上智大学名誉教授・社会学)

上野千鶴子 (京都精華大学教員・社会学)

綿貫礼子 (環境問題研究家・「女性ネットワーク」代表)

V 実践活動

「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

当会は本研究所設立と同時に、1981年5月に発足し、1979年から1981年にかけて本学外事部が主管したインドシナ難民救援活動を当研究所の実践活動の一つとして引き継いだ。当会は主に東アフリカ(ケニア・ソマリア・タンザニア・スーダン・エチオピア)の難民、抑圧や飢餓、貧困に苦しむ人々への援助活動を行なっている。その援助及び活動の資金は全国の募金協力者(現在約700名)による自発的募金を主とし、そのほかにチャリティバザー、コンサートなどによるもので特に会員制はとっていない。寄せられる募金(過去11年間の募金総額約1億3千万円)は、現地の実情調査や情報分析に基づき、信頼できる現地の救済活動団体に全額配分され、年に二度定期送金される。海外活動としては二年に一度の援助先への現地実情調査を1981年以来継続して行なっている。また従来の難民救援活動の全学的取り組みの精神を生かすため、当会は本学の教職員・学生・学外からのボランティアによって構成されている。なお、評論家で『人間の大地』著者の犬養道子氏には会の設立当初尽力いただき、現在は特別顧問として協力を得ている。

所在地 〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学社会正義研究所内

TEL 03-3238-3023 FAX 03-3238-3885

代表者 アンセルモ・マタイス

援助対象事業 食糧・衣料援助、保健医療、住宅・病院・学校建設、教育活動、職業訓練、井戸掘り、物資輸送、通信、緊急救援など

援助形態 資金助成、情報提供

援助対象国 エチオピア、ケニア、スーダン、ソマリア、タンザニア(1993)

年 2 月現在)
 援助先団体名

<1. 1992 年度援助先及び送金額>

①エチオピア

イエズス会救済事業 1,516,500 円
 援助総額 22,043,408 円

1982 年より南部シダモ州ゴザで飢餓難民のための巡回保健医療活動を行なっている。さらに 1985 年より北部被災民の再移住地である南西諸州での緊急医療を実施している。

②ケニア

マリア医療宣教会 758,250 円
 援助総額 15,463,150 円

北西部山岳地帯で医療保健員育成、巡回医療サービス、浅井戸建設などの援助を行なっている。

イエズス会難民事業 1,518,900 円
 援助総額 1,518,900 円

所得を得るための各種授産施設への資金援助を行なっている。

イエズス会カンゲミ教会 625,525 円
 援助総額 1,475,525 円

カンゲミ・スラム（ナイロビ郊外）で教区事務所、司祭館、診療所、保育所、給水施設建設。

③スーダン

スーダン・エイド 1,516,500 円
 援助総額 9,748,013 円

南部ジュバでは貧しい子どもたち、難民のための教育を行なっている。

④ソマリア

カリタス・ソマリア 2,016,500 円
 援助総額 27,476,474 円

コリオレの難民キャンプでの食糧援助、浅井戸ポンプ・プロジェクト及び難民とソマリアの貧しい人々のために総合病院建設を行なった。現在国内での内戦と混乱のため一時的に

ケニアで活動中。

⑤タンザニア

マリア・イマキュレット修道女会 1,518,000 円
 援助総額 1,518,000 円

給水用井戸建設を支援している。

〈2. 1982年～1991年に援助を行なったことのある団体〉

コロンビア	イエズス会
エクアドル	サレジオ会
フィリピン	イグナチオ司牧センター・聖ドミニコ宣教修道女会 セブ救済復興センター・イロイロ救済復興センター
インド	デディアパダ社会奉仕協会・ムザファブルカトリック教会 NAYEE AASHA・アシュラム聖心会小学校 ドン・ボスコ地域開発センター
ケニア	カトリック救済事業団・ブンゴマ教区
メキシコ	メキシコシティ聖家族教会
モザンビーク	リシंगा・カトリック教会
パキスタン	カリタス・パキスタン・アフガン難民救済連合 聖ミカエル・カトリック教会
タンザニア	イエズス会・聖十字架女子修道女会
ベトナム	医療品援助
ザンビア	アンゴラ難民センター

これらの団体への送金額は総計 49,448,469 円である。

他の難民救援団体との交流

難民救援連絡会(難民救援にたずさわる 19 団体が参加)に加盟し、例会に参加している。

学内外での募金活動

1992年6月12日

チャリティーコンサート(建築学会会館ホール)

	主催	トラウム 日本建築学会
	収益金	625,525 円
1992 年 10 月 13 日～14 日		チャリティーバザー(上智大学 内)
	収益金	245,776 円

ニューズレターの発行

会の活動は年 2 回『世界の貧しい人々に愛の手を』を発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行なっている。

募金の受付

口座名義	「世界の貧しい人々に愛の手を」の会	
郵便振替口座	東京 8-86078	
銀行口座(普通預金)	さくら銀行四谷駅前支店	3090766
	第一勧業銀行四谷支店	1310474

VI 出版活動

- ・ 紀要「社会正義」(本書)
- ・ 第 11 回国際シンポジウム報告書
「教会の社会教説百年—『労働者の境遇』(1891 年)から現代まで」
1993 年 5 月出版予定
- ・ 第 12 回国際シンポジウム報告書
「女性と社会」
1993 年 12 月出版予定
- ・ 学内共同研究「社会正義とマスメディア」(1992 年)報告書
1993 年 7 月出版予定
- ・ ニューズレター「世界の貧しい人々に愛の手を」の会, No. 23, 1992 年 7 月,
同 No. 24, 1992 年 12 月

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

I. ORIGIN AND AIM

The ISSJ was established at Sophia University (Jesuit University) in 1981.

The purpose of the ISSJ is to investigate the conditions of social justice in the domestic and international arena and to contribute to the promotion of social justice, peace, and development of humanity based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions both local and abroad in pursuit of this objective. In accordance with this purpose, the ISSJ undertakes research projects on justice issues.

Results of research projects and other activities are published annually in *Shakai Seigi* (*Social Justice*).

II. ADMINISTRATION AND STAFF

Director

Anselmo MATAIX (Professor, Philosophical Anthropology, Ethics)

Staff Members

Roger DOWNEY (Professor, Economics, Social Accounting)

Hisao KURIKI (Professor, Constitutional Law)

Eiji MATSUMOTO (Professor, Social Welfare)

Adolfo NICOLAS (Professor, Theology)

Shigeo OHKOCHI (Professor, Public Administration)

Hideo TAKEICHI (Professor, Communication)

Kiyoshi WATABE (Professor, Philosophy)

Keizō YAMADA (Professor, Management)

Associate Member

Yoshinori MURAI (Professor, Socio-economics of Southeast Asia)

Visiting Researcher

Eduardo Jorge ANZORENA (Lecturer, Philosophical Anthropology)

Administration

Takaaki YASUOKA (Lecturer, Third World Affairs, Community College)

Yasushi OTAKE (Transferred to the Center for Extension Programs from July 1, 1992, temporarily posted to the ISSJ until December 31, 1992)

Miho NISHIYAMA (Served as a part-time staff from the January 1 -March 31, 1993)

Location

The ISSJ is located at Sophia University (Room # 713, 7th Floor of the Central Library Building), 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102, Japan.

Tel. 03-3238-3023, 3695. Fax. 03-3238-3885.

III. ACTIVITIES (1992~1993)

Activities of the ISSJ are organized in four categories :

A-Research, B-Symposia, Seminar, and Public Lectures, C-Action Programs, and D-Publications.

A-Research

Interdisciplinary research is carried out in the form of an inter-campus research group financed by Sophia University.

- **Intra-campus research of 1992 was Social Justice and Mass-media.**

Research Members

Hideo TAKEICHI (Professor, Journalism)

Vicente BONET (Professor, Philosophical Anthropology)

Jaime CASTAÑEDA (Professor, Philosophical Anthropology)

Rosa Maria CORTES (Assistant Professor, Sophia Junior College)

Hisao KURIKI (Professor, Constitutional Law)

Akihiko HARUHARA (Professor, Journalism)
 David WESSELS (Professor, International Affairs)
 Anselmo MATAIX (Professor, Philosophical Anthropology)
 Takaaki YASUOKA (ISSJ)

Invited Speakers

Akira FUKUSHIMA (Professor, Psychology)
 Hajime MACHINO (Professor, Law)
 Takeshi MAEZAWA (Professor, Kanazawa Women's University)
 Midori SUZUKI (Forum for Citizens' Television)
 Kazuo YOKOKAWA (Kyodo News Service)

Presentations

"Approach toward study of press and human rights"
 by Hideo Takeichi
 "Legal problems of character defamation and invasion of privacy in
 news" by Hajime Machino
 "The nature of anonymity and sense of human rights in the mass
 communication" by Takeshi Maezawa
 "Communication Ethics from Asian Cultural Perspective"
 by Hideo Takeichi
 "Press—the way to Solidarity" by Takaaki Yasuoka
 "Concerning ethical control in the newspaper community"
 by Akihiko Haruhara
 "Press and human rights-a recent case"
 by Takaaki Yasuoka and Hideo Takeichi

Open Symposium "Social Justice and Mass-media"

Co-sponsored by Dept. of Journalism and ISSJ

Study Camp at Sophia University Shonan Haimu

"Constitution and freedom of the press"
 By Hisao Kuriki
 "Media Cooperation in Asia : Networking with Indian women"
 By Midori Suzuki

B-Lectures, Symposia, Seminar

● **Lectures**

April 24, 1992

“The Modern Subjects of Catholic Social Teaching”

Ludruf Weiler (Professor, Vienna University, Austria)

June 20, 1992

“Living in the Slum of India”

Joseph Blaganza SJ (Professor, St. Xavier University, India)

Cooperation :

MEGUKO-

October 13, 1992

“Step of Modern Nicaragua and Contribution of Loal Cooperative Society-Nation, Citizen, and Revolution-”

Miguel D'Escoto (Priest, Maryknoll)

Cooperation : Institute of Iberoamerica, Sophia University, Group of Sending Medicine to Nicaragua

● **Seminar**

October 16-18, 1992

The 6th National Peace Seminar for Catholic School Teachers

Cooperation :

Japanese Catholic Council for Justice and Peace

Orientation “Peace on Earth” Bishop Nobuo Sōma

Proposal : “Does anyone want the Olympic ?” Masao Ezawa

Testimony 1 : “About Matsumoto Daihonei” Masako Yamane

Testimony 2 : “My life with discrimination” Itoe Arai

Summary : Takaaki Yasuoka (ISSJ)

December 4, 1992

Open Seminar “Mass-media, Ethics, and Modern Society”

Cooperation: Inter-campus Research Committee “Mass-media and Social Justice” Dept. of Journalism

“Who is the target audience of Television : From a Women’s viewpoint”

Midori Suzuki (F. C. T)

Panel Discussion : Kazuko Tsurumi (Professor Emeritus, Sociology,
Sophia University)
Chizuko Ueno (Professor, Sociology, Kyoto Seika
College)
Reiko Watanuki (Representative, Japan Women's
Network)

C-Action Programs

Statement of Disbursement (As of April-December 1992)

1. Ethiopia-Kaffa, Kische-Mechi, Jesuit Relief Service, Resettlement and Rehabilitation Programmes of Displaced People from the North (Yen ¥ 1,516,500)
2. Kenya-Nairobi, St. Joseph Parish Kangami, Society of Jesus-Slum Project (Yen ¥ 625,525)
3. Kenya-Medical Missionaries of Mary Community—Based Health Programme (Yen ¥373,950)
4. Sudan-Juba, Southern Sudan, Sudan Aid, Education Programme for displaced children and Ugandan refugee children (Yen ¥ 1,516,500)
5. Somalia-Mogadishu, Caritas Somalia, Emergency and income-generating activities for refugees and displaced people (Yen ¥ 2,016,500)
6. Tanzania-Sisters of Mary Immaculate, Dispensary, Mother-Child-Health Care Programs (Yen ¥ 1,518,000)

D-Publications

The Institute has emphasized the importance of high quality research papers and academic publications.

1. Academic Journals

Shakai Seigi, Vol. 12 (Tokyo : ISSJ, Sophia University, 1993)

2. Symposium Reports

To be published in May 1993.

3. Research Paper

To be published in July 1993.

4. Newsletter

The Sophia Relief Service publishes a newsletter carrying vital information about refugees and displaced people in the Third World, especially Asia and Africa, to which this organization is assisting the relief and rehabilitation projects of countries concerned.

Newsletter (Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o-Extending Hands to Needy People of the World) No. 23 (Tokyo: Sophia Relief Service, ISSJ, July 1992) and No. 24

社会正義 紀要 12

1993年3月25日 印刷
1993年3月31日 発行

編集者 渡部 清
発行者 アンセルモ・マタイス
発行所 上智大学社会正義研究所
〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1
電話 03-3238-3023
3695
印刷所 三美印刷株式会社

SOCIAL JUSTICE

No. 12 (1993)

Contents

Message For the Celebration of the World Day of Peace, 1 January 1993 “IF YOU WANT PEACE, REACH OUT TO THE POOR” <i>Pope John Paul II</i>	1
Leadership to meet the Challenge of the Modern World —a Reflection on the Leadership of Abraham Lincoln— <i>Keizō Yamada</i>	17
Nation and Law <i>Kiyoko Kinjō</i>	39
A Theological Consideration on “the Welfare State” <i>Toshiyuki Miyakawa</i>	49
Verfassungspatriotismus <i>Hisao Kuriki</i>	67
The Reports: Activities of 1992-93	71
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (1992-93)	81

Institute for the Study of Social Justice

Sophia University